

平成３０年３月１９日（月）

於・石垣記念ホール（三会堂ビル９階）

第３１回

日本海・九州西広域漁業調整委員会

議事録

1. 日時：平成30年3月19日（月） 13：30～17：01

2. 場所：石垣記念ホール（三会堂ビル9階）

3. 出席委員

【会 長】

学識経験者	田中 栄次
-------	-------

【都道府県互選委員】

北海道	濱野 勝男
青森県	角田 順一
富山県	大西 武彦
石川県	志幸 松栄
福井県	小林 利幸
京都府	岡田 政義
兵庫県	眞野 豊
鳥取県	板倉 高司
島根県	中東 達夫
山口県	中島 均
福岡県	本田 清一郎
佐賀県	杠 学
長崎県	高平 真二
熊本県	福田 靖
鹿児島県	甲山 博明
沖縄県	藤田 喜久
漁業者代表	岩田 祐二
漁業者代表	土門 哲也

漁業者代表 小林 東洋志

漁業者代表 宮本 洋平

漁業者代表 山内 得信

【農林水産大臣選任委員】

学識経験者 波積 真理

学識経験者 合瀬 宏毅

4. 議 題

- (1) 会長等の互選について
- (2) 日本海西部・九州南部マアジ・マサバ・マイワシの資源管理について
- (3) 九州・山口北西海域トラフグに関する委員会指示について
- (4) 有明海ガザミに関する委員会指示について
- (5) 太平洋クロマグロの資源管理について
- (6) 太平洋クロマグロに関する委員会指示について
- (7) 平成30年度資源管理関係予算について
- (8) その他

午後１時３０分 開会

○事務局（竹越） それでは定刻となりましたので、ただいまから、第31回日本海・九州西広域漁業調整委員会を開催いたします。私は日本海・九州西広域漁業調整委員会の事務局をお預かりしている水産庁管理課の竹越です。どうぞよろしくお願いします。

本日は、秋田県の大竹委員、山形県に加藤委員、新潟県の本間委員、大臣選任委員の金子委員、濱田委員がやむを得ず、欠席されております。また、兵庫の眞野委員は若干おくれてくるというふうにお聞きしておりますが、定数29名のうち、過半数に当たる眞野委員を入れますと24名ということで、委員のご出席を賜っておりますので、漁業法第114条で準用する第101条第１項の規定に基づき、本委員会は成立していることをご報告申し上げます。

それでは、座って説明させていただきます。

次に、委員の交代についてご報告いたします。本委員会の委員は、道府県海区互選委員と農林水産大臣選任委員により構成されておりますが、このうち農林水産大臣委員の任期満了に伴い、再任の委員２名を含め、新たに10名の委員が選任されました。せっかくですので、ここで皆さんをご紹介させていただきたいと思います。海区の委員さんも含めてご紹介させていただきたいと思います。

まずは道府県の互選委員からご紹介いたします。

北海道の濱野委員でございます。

○濱野委員 北海道連合海区の濱野です。よろしくお願いします。

○事務局（竹越） 青森県の角田委員です。

○角田委員 青森県の角田です。よろしくお願いいたします。

○事務局（竹越） 富山県の大西委員です。

○大西委員 富山県の大西であります。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（竹越） 石川県の志幸委員です。

○志幸委員 石川県の志幸といいます。よろしくご指導をお願いいたします。

○事務局（竹越） 福井県の小林委員です。

○小林（利）委員 福井県の小林です。どうぞよろしくお願いします。

○事務局（竹越） 京都府の岡田委員です。

○岡田委員 京都府の岡田です。よろしくお願いします。

○事務局（竹越） 兵庫の眞野委員はまた後ほどということで、鳥取県の板倉委員です。

○板倉委員 鳥取の板倉です。よろしくお願いします。

○事務局（竹越） それから、島根県の中東委員です。

○中東委員 島根県の中東です。よろしくお願いいたします。

○事務局（竹越） 山口県の中島委員です。

○中島委員 中島です。よろしくお願いいたします。

○事務局（竹越） 福岡県の本田委員です。

○本田委員 福岡県の筑前海区の本田です。よろしくお願いします。

○事務局（竹越） 佐賀県の杠委員です。

○杠委員 佐賀県の杠です。よろしくお願いします。

○事務局（竹越） 長崎県の高平委員です。

○高平委員 長崎県の高平です。よろしくお願いします。

○事務局（竹越） 鹿児島県の甲山委員です。

○甲山委員 鹿児島県の甲山でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（竹越） 熊本県の福田委員です。

○福田委員 熊本県の福田と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局（竹越） 沖縄県の藤田委員です。

○藤田委員 沖縄県の藤田です。よろしくお願いいたします。

○事務局（竹越） 続いて、大臣選任委員でございます。

漁業者代表の岩田委員です。

○岩田委員 岩田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（竹越） それから、土門委員です。

○土門委員 北海道稚内市で底びき網漁業を営んでおります土門と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（竹越） それから、小林委員です。

○小林（東）委員 兵庫県の小林です。よろしくお願いいたします。

○事務局（竹越） それから、宮本委員です。

○宮本委員 愛媛県と山口県で漁業を営んでおります宮本です。よろしくお願いいたします。

○事務局（竹越） それから、山内委員です。

○山内委員 沖縄県でマグロ漁業を営んでいる那覇地区漁協の山内です、よろしくお願いいたします。

○事務局（竹越） 続いて、学識経験から波積委員です。

○波積委員 熊本学園大学の波積と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局（竹越） それから、田中委員です。

○田中委員 海洋大の田中でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（竹越） それから、合瀬委員です。

○合瀬委員 NHK解説委員室の合瀬と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（竹越） それでは、水産庁の出席者を紹介いたします。

水産庁長官の長谷です。

○長谷長官 長谷でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（竹越） それから、左隣へいきまして資源管理部長の神谷です。

○神谷部長 神谷です。よろしくお願いいたします。

○事務局（竹越） それから、企画課長の藤田です。

○藤田課長 企画課長の藤田でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（竹越） 漁場資源課長の高瀬です。

○高瀬課長 漁場資源課の高瀬です。よろしくお願いいたします。

○事務局（竹越） 私の右隣へいきまして漁業調整課長の廣野です。

○廣野課長 1月から調整課長を拝命しました廣野と申します。きょうはお疲れさまでございます。

○事務局（竹越） 沿岸・遊漁室長の斎藤です。

○斎藤室長 斎藤です。よろしくお願いいたします。

○事務局（竹越） それでは、皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、会議に先立ちまして水産庁の長谷長官からご挨拶を申し上げます。

○長谷長官 改めまして、皆さん、こんにちは。長官の長谷でございます。委員会の開催に当たりましてご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、年度末のお忙しい折に本委員会にご出席いただきましてまことにありがとうございます。また、今回は農林水産大臣選任委員の任期満了に伴う委員交代もあり、新たな委員の皆様には本委員へご就任いただき、厚くお礼を申し上げます。新たな委員におかれましては、本日が初めての委員会出席となりますので、少しだけ委員会のことをお話しさせていただきます。

本委員会は、我が国周辺水域における水産資源の管理を的確に行うために、沿岸漁業の関係者と沖合漁業の関係者が一堂に会して、学識経験者とともに広域魚種の資源管理に係る漁業調整を行うことを主な目的といたしまして、平成13年の漁業法の改正によりまして設置された委員会でございます。本日の議題にもありますとおり、さまざまな魚種の資源管理について話し合っておりますので、委員の皆様にはこれまでのさまざまなご経験やご知見をもとに、ぜひ、闊達なご意見を賜りたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

さて、本日の会議でありますけれども、マアジ、マサバ、マイワシの資源管理の状況、トラフグやガザミの委員会指示、太平洋クロマグロの資源管理と承認制の委員会指示などにつきまして、私どもからご説明させていただき、ご議論いただくこととしております。特にクロマグロの管理についてでございますけれども、漁獲状況としては先週末、水産庁ホームページで公表いたしましたけれども、3月14日時点でのクロマグロの小型魚の日本全体の総漁獲量は3,368トンということでありまして、国際約束に基づきます今期の総漁獲枠3,424トンの98.4%に達しておりますので、大変厳しいといえるでしょうか、ぎりぎりの状況となっております。

ご案内のとおり、水産庁は1月23日には全ての沿岸漁業者に対しまして、クロマグロの小型魚の漁獲に係る操業自粛要請を発出いたしまして、1月31日に都内で自粛要請に関する全国説明会も開催いたしました。その中で、漁獲枠を残している都道府県がこのまま漁獲を継続した場合に、日本の総漁獲枠を超過するおそれが著しく大きいこと、そして、これまでの小型魚の削減の取り組みによりまして、資源回復の徴候は見ておりますので、引き続き小型魚の漁獲を抑制することによって、ぜひとも本格的な資源回復につなげていきたいということを説明した上で、操業自粛要請は漁獲枠を残している漁業者の皆さんには大変申しわけないことでありますけれども、苦渋の決断だったということをお話しし、操業自粛に協力してほしい旨、要請したところでございます。

また、クロマグロの管理に取り組む漁業者への支援策として、漁業収入安定対策事業をこの機会に拡充いたしまして、操業自粛により漁業者の収入が減少し続けたとしても、補償水準は原則、平成29年の契約から下がらないように措置したこと、それから、定置漁業の放流作業ですとか、魚探等の機器導入支援措置をとったことを説明いたしまして、こうした支援策をフル活用していただきたいということもご説明したところであります。

今期のこの厳しい状況は、北海道道南地区の定置網による大量漁獲が主要因というふうに考えておりますけれども、我々としてはこうした事態を二度と繰り返さないように、今後、万全の対策を講じていかなければならないというふうに考えておまして、ことし7月から沿岸漁業でもTAC管理を開始するとともに、今期の管理を徹底するためにも獲り得ですとか、正直者が馬鹿を見るということのないよう、少しでも不公平感をなくし、やわ

らげたいというふうに考えているところでございます。

具体的にはTAC管理での厳格化として、よりきめ細かな緊急報告ですとか、漁獲計画の作成を進める、あるいは今期のとり控え分の来期での上乘せ配分、超過都道府県における超過量の来期での一括差し引きといったようなことを検討しておりまして、この後、担当から詳しく説明させますので、ご意見やご質問をいただければというふうに考えております。いずれにしても、水産庁としては責任ある漁業国として孫子の代まで豊かな海、豊かな資源を残すべく、漁業者を初め流通加工業者、消費者の皆様など幅広い関係者のご理解をいただきまして、クロマグロの管理を進めて我が国の責務を果たしていきたいというふうに考えておりますので、皆様のご理解とご協力を再度、お願い申し上げます。

クロマグロの話ばかりになってしまいましたけれども、本日はそれ以外にも重要な議題が盛りだくさんに用意されております。委員の皆様方におかれましては、ぜひ、活発なご意見をいただきまして、我々といたしましてもいただいたご意見を踏まえた形で、資源の回復と管理に努めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○事務局（竹越） それでは、続きまして議事に入ります前にお配りした資料の確認をさせていただきます。お手元の封筒に入っておる資料で、大分、枚数が多いんですけれども、一式入っております。最初に議事次第がございまして、その中に委員名簿ですとか、本日の出席者名簿、配席図というものが左クリップでとじている資料が一つ、それから、資料1から資料8まで一式で入っております。途中でも結構ですので、落丁等ないものがありましたら事務局にお申し付けいただければと思います。

それでは、次に本委員会の会長はこれまで橋本委員、それから、会長職務代理には清野委員にお引き受けいただいておりますけれども、今般の任期満了に伴い、ご両名ともご退任となっております。このため、当面、本委員会の議事進行は会長の互選が行われるまで、事務局、私のほうで進めたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

（「はい」の声）

○事務局（竹越） ありがとうございます。

それでは、事務局より改めまして先ほど長官からも本委員会のご説明をいただきましたけれども、概要を説明させていただきます。資料1でございます。広域漁業調整委員会の概要でございます。

委員会の設置でございますけれども、本委員会は水産資源の管理を明確に行うために都道府県の区域を越えて分布回遊し、これら漁獲する漁業種類が大臣管理と複数の知事管理にまたがる水産資源の管理に漁業調整を行うことを目的に、平成13年の漁業法の改正に伴いまして、国の常設機関として設置されております。この資料1の1ページのポツに三つありまして、本委員会は一番最後のポツですけれども、日本海・九州西広域漁業調整委員会がございまして、この下部機関といたしまして、日本海北部会、日本海西部会、九州西部会と三つの部会がございまして、あと、春の広調委は例年、委員会のみの開催となっておりますので、秋の広調委でこれらの部会が開かれるということでございます。そのほか、太平洋広域漁業調整委員会ですとか、瀬戸内海広域漁業調整委員会というのが設置されております。

委員会の機能ですと、広域的に分布回遊する資源を対象とした資源管理に関する事項の協議調整を行っているということで、3番の委員構成でございますけれども、当委員会の

委員は29名で、それぞれほかの委員も合わせますと71名という形でやっております。

2 ページ、3 ページ目は具体的な広域漁業調整委員会の模式図となっております。ご参照いただければというふうに思っております。

それから、委員名簿のほうにお戻りいただければと思いますけども、議事次第の1 ページをめくったところに委員名簿がございます。上のほうに任期を書いてございます。それから、定員も書いております。議事次第の後ろの委員名簿でございますけれども、上のところで定員が29名ということで、大臣選任委員が10名、道府県互選委員が19名ということでございます。道府県互選委員は平成29年10月1日から平成33年9月30日までの4年間、それから、大臣選任委員は平成30年3月13日から平成34年3月12日までのそれぞれ4年間というふうになっております。

簡単でございますけれども、広域漁業調整委員会の概要でございました。

それでは、議題1の会長等の互選に移りたいと思います。会長及び会長の職務を代理する者の互選ですが、会長及び会長の職務を代理する者につきましては、漁業法第114条で準用する第85条2項の規定、それから、漁業法施行令第3条の規定、それから、当委員会の事務処理規定により、委員が互選することとなっております。ここでお諮りしたいのですけれども、どなたか、立候補もしくはご推薦される方がいらっしゃいましたら、ぜひ、お願いしたいんですけれども、いかがでしょうか。それでは、岩田委員、お願いします。○岩田委員 岩田です。先ほど事務局のほうからご説明があったとおり、本委員会は複数県にまたがる広域資源の管理に関する協議を行う場ということでありますので、今までもそうだったというふうに聞いておりますが、中立的な立場の学識経験者の方をお願いしてはいかがかと思いますが、いかがでしょうか。

○事務局（竹越） 今、岩田委員から学識経験というご意見もございました。あと、具体的にどなたか。福田委員、お願いいたします。

○福田委員 私も今の意見に賛成です。東京海洋大学の田中委員をお願いしてはどうかと思います。また、会長職務代理は海区互選委員か、大臣選任委員からでもよいと思っておりますので、島根県の中東委員をお願いしてはいかがかと思います。

以上です。

○事務局（竹越） ありがとうございます。

そのほか、ご意見等はいかがでしょう。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、ただいま岩田委員からのご意見、それから、福田委員からは会長に田中委員、それから、会長職務代理者に島根県の中東委員ということでご推薦がございましたけれども、よろしければお諮りさせていただきますが、皆様、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声）

○事務局（竹越） ありがとうございます。

異議なしということでございますので、会長には田中栄次委員、会長職務代理には道府県互選委員の中東達夫委員をお願いすることといたしたいと思います。

それでは、田中委員、すみません、会長席のほうにお願いします。

それでは、就任に当たり、田中会長と、その後、中東職務代理からご挨拶をお願いしたいと思います。それでは、田中会長、お願いします。

○田中会長 ただいま会長職を仰せつかりました海洋大学の田中でございます。私の本務

はこのとおり教員でありまして、実務経験というのではないに等しいような、そういう存在でございますので、委員の皆様のご協力をいただきながら、職務を行わせていただきたいと思いますので、どうかひとつよろしくお願いいたします。

私の専門分野は資源管理で、大学院生であった昭和59年、水産庁の資源管理型漁業、通称、マル管と言っていた事業をお手伝いするのを皮切りに、高度化、マル総と20年はいかないと思いますけれども、十数年、沿岸の資源管理のお手伝いをさせていただきました。この間、平成2年より国際捕鯨委員会に17～18年、いくことになりまして、国際畑の資源管理を勉強させていただきました。

国際と国内で、大分、いろいろな点で資源管理というのは異なるんですけれども、国内の資源管理で最も重要だと思うことは、漁業は経済活動であり、先ほど長官もおっしゃられていたような公平な利益あるいは公平な負担というものが、最も大事ではないかというふうに考えております。当委員会の会長職に求められていることも、同様に中立的あるいは客観的な議事進行ではないかというふうに思います。また、本委員会は沿岸域と沖合の漁業者が一堂に会する大変貴重な機会でもあり、できるだけ委員各位の闊達なご意見をいただいて、議事運営することが大切ではないかというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、私の挨拶とかえさせていただきます。

○事務局（竹越） それでは、中東職務代理、お願いいたします。

○中東委員 改めまして島根県の中東でございます。ただいま会長職務代理者ということで選任いただきました。皆様方にはどうぞよろしくお願い申し上げます。

○事務局（竹越） あと、兵庫の眞野委員が到着しましたのでご照会します。眞野委員でございます。よろしくお願いいたします。

○眞野委員 眞野です。どうぞよろしく。

○事務局（竹越） それでは、この後の議事進行は会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○田中会長 それでは、議事を進めさせていただく前に、後日、まとめられます本委員会の議事録署名人を選出しておく必要がございます。事務規程第12条により、会長の私からご指名させていただきます。まず、道府県互選委員からは、今、ご挨拶いただきました兵庫県の眞野委員、大臣選任からは宮本委員、このお二方に本日の委員会の議事録署名人をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

それでは、早速、議事に入らせていただきます。

○事務局（竹越） 会長、よろしいですか。すみません、事務局です。

本来ですと、議題の進め方が議事次第にありますとおりの順で、資料2のマアジ、マサバ、マイワシの広域資源管理からご説明させていただこうと考えておりましたが、よろしければ、大変申しわけないんですけれども、今回、資料8のその他で話題提供を考えておりました、現在、国で行われております、水産規制改革の話を、冒頭でさせていただきたく、もし委員の皆様方にお諮りいただいて、よろしければ、最初のほうでやらせていただければと思うんですけれども、いかがでしょうか。よろしくお願いいたします。

○田中会長 事務局のほうからご提案がございましたけれども、そちらのほうを先にやるということでよろしいでしょうか。

（「よろしいですよ」の声）

○田中会長　ありがとうございます。

それでは、担当のほうよりご説明をお願い申し上げます。

○藤田課長　企画課長の藤田でございます。それでは、座って説明させていただきます。

申しわけございません、資料8の15ページをまずお開きいただけますでしょうか。とじ方の順番が見にくい順番になって申しわけないんですけれども、8－3と右肩にあります、「農林水産業・地域の活力創造プラン」の改訂についてと横長になっている紙になります。

余り聞きなれないかもしれませんが、活力創造本部というものが総理をヘッドにした形で設けられておりまして、従来から活力創造プランというのをつくっております。それを今回、年末に改定いたしました。そういう農林水産業・地域全体の話なのでいろいろ入っているんですけれども、卸売市場とか林業の話も入っておりますが、別紙8として水産政策の改革の方向性というのが位置づけられたということでございます。

その中身でございますけれども、1枚おめくりいただきまして、水産政策の改革の方向性というのが17ページにあります。これが11月に規制改革のほうに長官のほうから説明した資料が、そのまま総理のところでヘッドとする会議の中でも位置づけをされたということでございます。

規制改革のほうの論点に一応、合わせる形で中身は整理されておりまして、一番最初にありますように、水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、漁業者の所得向上と年齢バランスのとれた漁業就労構造を確立することを目指しているということでございまして、中身は三つに分かれております。

一つ目は、漁業の成長産業化に向けた水産資源の管理ということで、資源が一番重要ですという話と、そういった意味では資源評価をちゃんとやっていきますと、一方で、我が国周辺水域の関係国との資源管理の協議をちゃんとやっていきますと、その上で、今後はアウトプット・コントロールというものを基本に置きまして、もちろん、インプット・コントロール、テクニカル・コントロールを組み合わせるんですけれども、アウトプット・コントロールにつきましては、実態を踏まえた上でIQを導入していきましょうということでございます。栽培漁業につきましては、皆様方、既に取り組まれておりますけれども、資源管理上、効果のあるものを見きわめた上でということでございます。

次に、水産物の流通構造でございますが、ご承知のように、日本の中だけで需要というものが賄えるのか、日本の周辺の水産資源をうまく利用していけるのかということを考えた場合に、当然のごとく輸出も視野に入れて取り組んでいこうと、その際には新しい流通とかの情報通信技術も使う、産地市場の重点化もする、トレーサビリティの充実みたいなものも取り組むということで、流通の話を取りまとめております。

次に、最後のページになりますけれども、ここが漁業の成長産業化と漁業者の所得向上に向けた担い手の確保や投資の充実のための環境整備ということで、ここも三つに分かれております。

一つ目の丸は、遠洋とか沖合漁業の話でございまして、今、申し上げましたような資源管理をちゃんとやりますよ、IQをやっていきますよということを前提にいたしますと、これまでインプット・コントロールを中心にやってきました、そういう前提条件として要らない部分、不要となる部分もあるだろうということで、そういったトン数制限等についての規制緩和をいたしますと。当然、漁業に着業していただくということなので、必要なデ

一タは報告をお願いしますということでございます。資源管理を適切にやっているという方については、当然、許可は更新されるということを前提に、新規参入が進みやすい仕組みを検討していこうということでございます。

二つ目の丸は、養殖とか沿岸漁業の話でございまして、ここは養殖が特にいろいろ脚光を浴びておりますので、国際競争力につながる新しい技術の導入とか投資が円滑に行われるように留意して、検討していきましょうということでございます。ことし、多くの都道府県で漁場計画の策定をされるということ、漁場権の切りかえをされるというふうに承知しておりますけれども、地元の方、皆様方はそういう手続をよくご存じだと思うんですけれども、地域以外の人にはなかなかそういうのがよくわかっていないということもありまして、そういう策定プロセスを透明化していきましょうということでございます。

許可のほうと同じように、漁業権を使って海を利用しているということにつきましては、その方たちにも当然、データ関係はちゃんと出していただいて、生かしていきましょうということでございます。あと、水域を適切かつ有効に活用している者が漁場利用を継続できるということを基本といたしまして、新規参入が進みやすい仕組みも検討していきましょうというふうに考えております。さらに沿岸漁場の管理、実際にはいろいろ漁協のほうで赤潮のモニタリングとか、そういう漁業権管理とは直接関係ないことについてもいろいろされております。そういったものをちゃんと位置づけをして、明確化しましょうという形で考えております。

さらに漁協につきましては、皆様、ご承知のように、農協とは随分、収益構造とか取り組んでいる事業の内容が違うわけでございますが、改革の方向性に合わせた中で、必要なものはちゃんと見直しをしていくということで、位置づけをしたということでございます。

私のほうの説明は以上でございます。

○神谷部長　引き続きまして、資源管理の部分について神谷のほうから説明させていただきます。

今、藤田課長のほうから、これで申しますと17ページのところに水産政策の改革の方向性という点で説明がございました。これは水産庁だけじゃなくて、政府全体の中で規制改革会議というのがございますが、その中で水産業を改革していこうという大きな枠組みの中で、藤田課長のほうから説明がありましたように、三つ、水産の改革は柱が立っておりますけれども、その一番最初に資源管理をしっかりやっていこうということがうたわれておるわけなんです。

ここの資料の1番の二つ目の白丸なんですけれども、資源管理については国際的に見て遜色のないやり方でいこうと。つまり、これまで日本独自のものでやっておったわけなんですけれども、それに加えて国際的な部分もより加味していかねばならないということがうたわれております。そのために資源の調査を抜本的に拡充し、というのが最初の黒いポツでございますが、二つ目、主要資源についてはアウトプット・コントロールを基本にとあります。

これは平たく言えば、今まで日本の漁業管理というのは許可の制限とか、漁期とか漁法の制限をメインにやって、アウトプット・コントロールというのは、つまり、TAC、数量管理というのは今のところ7魚種しかやっておらなかったわけなんです。その数量管理をもっと広げていこうと、拡充していこうということが言われております。さらに数量管理については、漁業の実態を踏まえつつとありますが、現在の一括したTACというところ

ろから、さらに個々の漁業者に割り当てるIQ方式に改めていこうじゃないかということがうたわれております。

なぜ、そのようになったかというところの背景を少し説明させていただきたいと思います。資料の一番最初のページに戻ってください。資料8-1とありますが、ここの1ページ目、右下に青いページ番号で1とございます。

これは、日本の漁業の生産量を昭和35年から今までに並べたもので、皆様、よくごらんになったことがあろうかと思いますが、昭和59年をピークに平成にかけて急速に減少して、その後も漸減傾向が続いています。これの原因として、まず、大きく考えられるのは、マイワシがいなくなったからだというところがありますし、遠洋漁業で外国の水域から撤退したというところもあります。

ただ、マイワシと遠洋漁業の撤退という、その二つが原因であるならば、ほかのところは問題ないのかと、改善の余地はないのかとなりますと、それはそれで大きく改善せねばならないというところが次のページになりますが、2ページ目の右下のところに2番と書いてあるところがあります。青と赤の棒グラフが魚種別に並べられておりますが、昭和59年の生産量を100としますと、これが青い棒になります、平成28年の生産量の比率が100対幾つになるかというのを赤いグラフで示しておりますけれども、マイワシ以外の生産量もほぼ押しなべて減少傾向にございます。

減少には海域の乱開発とか、気候変動とか、いろんな原因も考えられますけれども、適切な資源管理を行っていれば、減少を防止・緩和できたと考えられる種類が非常に多いと我々は認識しております。こういった減少をどうやったら食い止めて、また、改善してもとに戻せるのかと、ここが資源管理の非常に大事なところになっていくわけなんです、飛びますが、6ページ目の右下に10と書いてあるところなんですけれども、これは国の資源評価の対象となっている魚種を低位か中位か高位かで分けた図なんですけれども、一番上が全体、84魚種全部で見ますと約半分、一番右側にありますように49%が低位となっていますが、真ん中の欄に見られますように、TAC対象魚種、7魚種19系群については低位の比率が32%と低くなると。一方、TAC未対象魚種というのは54%と非常に高くなっているという結果が得られております。

これから少なくとも言えることは、TACを導入すれば少なくとも資源が低下するということだけは防げるんじゃないかというところと言えようかと思います。ただ、一方でTACの魚種であっても高位の比率が低いとか、中位の比率が多いとか、いろんな問題はあるんですけれども、少なくともTAC対象魚種であれば、低位の資源が非常に悪いという状況は防げるんじゃないかというのがあらわされていると。これから言えることは、TACの魚種をこれからふやしていかなければならないということなんです、それをどういうふうにふやしていくのかというところが問題になります。

これは、4ページに戻っていただきまして、4ページの下の方の図表がございまして、新たな資源管理のイメージと書いてあります。今まで日本のTACの資源管理というのは、最低の水準を脱することを目標としてやってきたわけなんです。ここの表でいいますと、上のグラフが日本の資源管理のイメージになります。これまで資源がよかったのが乱獲されて、それから、最低の点線が引いてありますが、これを脱することを目標にやってきたわけなんですけれども、多くの種でここを脱しつつあるわけなんです、ここからどこにいくかというのが、資源の管理で次の我々にとって大事になっているわけなんです。

ちなみに、アメリカとかEUでは最低限の水準に加えて、ベストな水準、目指すべき水準、ここですと赤い点線が引いてあるわけなんです、ここに向けて資源を回復していこうというものが入っていると。ですから、我々も今後、TACの魚種については、最初にTACの種類をふやすというのがあるんですが、TACの質を高めるということに関しては、こういったベストな状態に資源を持っていこうというところに、管理の主力を移していくということが必要になろうと思われま。

では、TAC魚種の質を上げるとともに、TAC魚種の数もふやしていかないとけないということになりますので、また、1枚ページをもとに戻していただきたいんですが、この3ページ目、右下に5とございます。現在、我々日本では資源の評価というのは、50魚種84系群に行われておりますが、これに対して米国なんかは473系群、EUは186系群と日本に比べて資源の評価対象種が多いということがあります。つまり、我々がこれからやらないといけないのは、資源の評価対象種をふやしてTACの魚種をふやす方向、さらにMSYといえますか、今まで最低水準から脱するということを目指しておったんですが、これに加えてベストな状態で資源を維持しようという概念を導入していかねばならないという、そういった方向にこれから水産の改革を進めていかねばならないんじゃないかということを今、我々は考えておるわけなんでございます。

ただ、今までできたものが、このように資源を回復させるという一般論としては、反対される方はおられないと思うんですけども、回復されるまでの期間の痛みをどう我慢するのかとか、どういうふうにするかというのを維持して、ダメージを最小にしていけるのかとかいうような緩和策というの、当然、我々は考えていかねばならないということになりますので、本日はこういった方向だという情報提供なんですけれども、いずれ検討が進むに従いまして、こういった方向でやりたいというより具体的な提案とか、相談を広調委の先生方のほうに諮らせていただきたいというところでございます。

この中で、私は余り説明しませんでした、欧米式の最大持続生産量、ベストな状態とは何かとか、そういったところについて資源課長の高瀬のほうから補足説明させていただきます。

○高瀬課長 漁場資源課長の高瀬です。

資料8-2をごらんください。MSYベースの評価について水産庁のほうでまとめたものです。これは、直接的には規制改革推進会議の議論の中で委員の先生から、欧米のようなやり方で資源評価をすると、どういうふうになるのかというふうなものを示してほしいというふうなご質問がありまして、それに答えるべく作成したものです。

まず、MSYとは何かということなんですけれども、もともと、資源学の中でMSYという用語が頻繁に出てくると思うんですが、理論としてはあっても、なかなか、実践的に使えないのではないかと、というふうなことで、日本の資源評価資源委員会の中では余りMSYというものは使われてこなかったという経緯があります。ただ、ここで言っている外国は主としてアメリカやEUですが、EUではMSY長期的に漁獲量が最大になると認定できる範囲に資源を維持する管理を行うことで得られる漁獲量というふうに捉えて、資源評価に実践的に取り入れられるようになってきております。ただし、MSYの算定方式というのは国によって異なるという実態にあります。

アメリカのやり方なんですけれども、アメリカの場合は資源のデータ量などに応じて、漁業がなかったと仮定したときの資源量の30%から40%、これは魚種によって違うんです

けれども、それを維持するような管理を行うことで得られる漁獲量をMSYというふうに捉えております。そのようなデータがない場合には、生物学的な知見に基づいて、あるいは経験的に妥当な漁獲圧で漁獲したときの漁獲量をMSYというふうに捉えています。

EUの場合ですけれども、EUの場合は再生産が安定する資源量の限界値に安全率1.3から1.4を掛けて得た資源量を維持するという、そういう管理を行うことで得られる漁獲量をMSYというふうに捉えていますが、これは今後、資源ごとに再生産関係のデータを利用して、長期的に漁獲量が最大となる漁獲圧というものを算定して、そのときに得られる漁獲量をMSYというふうにするという方式に移行するというふうに聞いております。

これらをもとに、日本の資源についてMSYというものを計算したらどうなるのかというふうなことをやってみたのが次のページ、10ページ、右のほうに2、3と書いてあります。

日本の今回のMSYの計算の仕方ですけれども、資源評価を行っている84系群のうち、再生産関係が利用できる系群が32系群あります。この系群について、資源ごとの再生産関係で長期的に漁獲量が最大となる漁獲圧（ F_{MSY} ）というものを算定して、その漁獲圧で漁獲したときの漁獲量をMSYとするというふうにまず定義して、そのMSYを暫定的に試算しております。表の中で幾つか欄が並んでおりますけれども、漁獲量でEというふうに書いてありますけれども、この欄がいわゆるMSYという数字になります。そのようなMSYを得るときの親魚量というものを SSB_{MSY} というふうに定義して、これがこの欄でいうBの欄にある数字が SSB_{MSY} というふうに計算しております。

これは、いろいろとただ環境ですとか、あとは期間をどこにとるのかとか、そういうデータの使い方によって大きく変わる場合などがありまして、さらに精査が必要な数字でありまして、その旨、規制改革会議の説明でもそのようなご説明をしているところです。

この2ページと3ページのところで、浮き魚と底魚に分けて、今、提示しておりますが、次の11ページで同じものをTAC対象種と非TAC対象種に分けて提示して、また、その次のページでは日本の資源評価の中で、高位、中位、低位というふうに分けておりますので、そういうふうにもまた分けて、同じデータなんですけれども、並べかえを示しております。

これをアメリカとかEUの資源評価の分類基準に当てはめるとどうなるのか。これも委員からのご質問の一つでしたので、提示しております。ただ、アメリカのMSYと日本が今回、出したMSYというのは出し方が違いますので、これを同じ基準で並べることについて余り意味がないのではないかというお話もあるんですけれども、一応、ご参考までにこういうものを出してみたということです。

アメリカの場合は、先ほど言いましたように漁獲がなかったときの資源量に30～40%掛けてやったものをMSYとして、さらにその2分の1未満であれば資源状態は乱獲であるというふうにみなしていて、漁獲圧がMSYを達成する水準を超えたら、その漁獲圧は過剰であるというふうな判断をしております。そのような判断基準に基づいて分類をしてみたものがこの表です。

それから、その下の今度はEUの分類基準によって分けた場合はどうなるのかということですが、EUの場合は再生産が安定するようなものに1.3～1.4を掛けて、MSYというものを出しているわけですが、EUの場合はそれを達成する水準未満であれば資源状態は乱獲、達成する水準を超えたら圧力は過剰というふうに定義しております。これもアメリカとはやり方が違うということで、その分類で今度、日本のMSY、先ほどの表で示したものを分類するとどうなるのかというふうなことを示したのがこの表です。

押しなべて言いますと、日本の資源状態は余りよくなくて、漁獲圧も欧米に比べれば過剰ということになってしまいうんですけれども、先ほど言いましたようにいろいろな前提条件があるということと、あと、日本の出し方とアメリカ、EUの出し方ではMSYの出し方が違いますので、簡単に比較することはできないというものです。

これを規制改革推進会議の水産ワーキンググループの間でもご説明して、反応といいますか、評価としては、この表に載っているところのFという欄の増大漁獲量というのが今後、MSYを達成するような資源量まで資源を回復すれば、これだけ漁獲量が伸びますよということを示しているわけなんですけれども、まだまだ、日本の漁業にはポテンシャルがあるというふうなことが、これでわかるのではないかというふうな評価もいただきましたし、また、逆に例えばですけれども、瀬戸内海のマダイなどCの欄のA/B、いわゆるMSYを達成する資源量に比べて今の2015年の資源量というものを見ると、余りよくないと0.2とか、そういう最適と言われる資源量の4分の1程度になっているのはなぜなのか、もっと資源管理を徹底しなければいけないんじゃないかというふうな意見をいただいたりしております。

今後、このようなものも参考にしながら、資源評価の基準としてどういうものが適切なのかというふうなことについて、さらに検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○田中会長 以上でよろしいですか。ありがとうございました。

ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見等がございましたら承りますが、どうぞ、濱野委員。

○濱野委員 今、説明があったわけでございますけれども、ごめんなさい、滑舌が悪くて申しわけないんですけれども、今、インプラントの工事中なので申しわけありませんけれども、聞きづらい部分もあると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

今、あくまでも説明を聞いていますと、加味されていないものが多々あるなというふうに思います。というのは、今、説明されたのはあくまでも生産統計資料、これらに基づいた中での数字の組み合わせをしているなど、この思いを非常に強く感じました。まずもって、平成元年から30年まで、この間にどの程度の漁業就労者が減っているか、それと経営実態がどういう形になっているか、これらの部分が全くこの辺は勘案されていないような、私はそんな感じで見受けました。少なくともこの30年間、29年間で約半減しているんですよね、漁業就労者は。また、これに伴ってその船舶も約半減近くに減っています。

こういうことが果たしてどの程度まで勘案されているのか、それと気候変動ですよ、ここ10年間で相当、気候が変動している。しかも、たび重なる爆弾低気圧、これは出始めてから10年近くになるんですけれども、ここ2～3年は頻繁に年間に二つ、三つがまず本土に上陸しているという、こういう状況で操業の日数が非常に減っている、これも実態なんです。そういった部分と、少なくとも今、55種ですか、これだけのものに、これに輪をかけてまだ減らしていくというようなことになると、魚は確かに残るかもしれませんが。けれども、これだけ激しく漁業者が減っている要因は何なんだ。これを皆さん方にとくと考えていただきたい。このことをなくしてより以上、漁獲圧は決して高まっていませんよ。そういった中で、より以上、ふやすということは、私はいかがなものかなと。

確かに資源管理は大切です。私もそれにはもろ手を挙げて賛成しますけれども、けれども、そういった歯抜けの部分の統計資料、こういったものをもって、あたかもこれあり

きで議論されたのでは困る。水産庁はよく浜を見ながら、浜の現状はどうなっているかということ、これをよく見てください。しかも、資源管理にかかわる人たちは特にそういった部分、ちなみに私は北海道の日本海ですけれども、少なくとも日本海のスケトウ漁業にしても非常にふえている、そういう一面がある反面、それが要するにノルマの枠がふえないという、こういう矛盾した部分もあるんですよ。したがって、幾らそれをここ何年も前から言ってきていますけれども、それらが担当する方によって全く意見が食い違う、これすら私は問題だと思うんですよね。したがって、北海道のみならず、日本全国にこういった影響を来しているんじゃないのかな、そういうふうに私は思いますよ。

したがって、この辺、もう少し浜へ下がった浜の現状、そして、操業日数がどうなっているのか、漁業者の実態はどうなっているのか、この辺をよくまず浜へ下って、統計資料を見ても一目瞭然でわかると思うんですよ、漁業者の数であったり、操業隻数であったり、したがって、その辺をよく捉えながら、その辺の対応をしていただきたいのと、このようにお願いします。

○田中会長 ありがとうございます。

では、神谷さん、どうぞ。

○神谷部長 ありがとうございます。

漁業の管理というのは、魚の管理と漁業者の実態をどう担保するかという二つの面が大事だと思っております。今回、私どもはどちらかというと、今、ここでは魚に着目した説明をいたしましたけれども、当然、漁業経営というのともあわせて考えていかなければいけないことは当然の前提としてございます。その中で、さらに言えば、ここまで漁業者が減ったとか、漁船が減ったというのはある意味、資源がじり貧でどんどん悪くなってきたからだということところが一番大きいと思っております。

○濱野委員 違う、違う。一番間違っているんだ、おまえらは。

○神谷部長 申しわけございません、最後まで聞いてください。

例えば気候変動があるじゃないかとおっしゃられましたが、気候変動というのは日本だけでなく、全ての海域にもございます。さらに漁獲圧が高まっていないと申されましたが、一番悪いときに比べたら少しはよくなっておりますけれども、まだまだ、漁獲圧は高い状態でありますので、資源が回復し切っていないという部分があります。ですから、私が申しているのは、そこのバランスをどういうふうにとっていくか、一番我々が目指しているのは漁業者が一番よくなるために、まず資源という面からどうしていったらいいか、その過程でまず資源はどうあるべきかというのとあわせまして、その間に痛みというのをどういうふうに緩和していけばいいのかという、当然、両方から我々はやっていかなければいけないわけで、そこはいろんなものが、具体案がまとまったら、さらにご相談とか、お諮りさせていただきたいと思っております。

今、日本海のスケトウダラの事例が挙げられましたが、例えばこれの11ページを見ていただきたいんですが、11ページの上の表です。4と書いてありますが、スケトウダラ日本海北部系群のAというところ、今の資源量は4万トンでございますが、漁業者にとってもベストな状態というのは41万トンなわけなんです。ですから、ベストな状態の10%しか資源の状態があり得ないという、これは事実としてあるわけなんです。そこにどうやって回復させていくかというのと、その間、漁業者の痛みをどういうふうに緩和していくかというのは、また、別に考えないといけない話なんですけれども、ただ、資源の状態が

ここで悪いということには我々は目をそらさず、しっかり取り組んでいかないといけないのではいかと考えております。

まだ、時間も足りませんし、私の説明が舌足らずでまだご納得いただけていないとは思いますが、資源がどうだという状況を直視するというのと、そこを回復するまでの間、漁業経営をどういうふうにやらないといけないかという、その二つをあわせて考えていかないといけないと思っております。

○田中会長 では、濱野委員、どうぞ。

○濱野委員 今、桁違いの数字を言いましたね。北海道全体の数字を言ったのではないですか。日本海北部系群、これについては6,300トンですよ。桁違いの数字でしょう、それは。

○神谷部長 私が申しましたのは資源量です。だから、ここで言う4万トンというのは、スケトウダラの親魚資源が日本海北部系群全体として4万トンいるということです。その中で現在のTACが6,300トンです。ですから、そこにいる量とそこからTACが何トンあるかというTACの量がここに書いてないということで、少し間違えられたんじゃないかと思えます。繰り返しますが、今の4万トンを41万トンまでふやす努力をしていかないと。そうしますと、漁獲量、これは四捨五入してあるのであれなんです、現在のTAC6,300トンが4万トン前後まで回復すると、そういうふうになれば漁業者の皆さんにとって、それが一番のメリットになるんじゃないかと思っております。

○濱野委員 いずれにせよ、適正なTACの割り当てがなされていない。これは大きな問題なんです。少なくとも前任者のときには6,300トンから減った分から1,000トン以上、上がりますよ、そういうふうにしていたのが次の年になったら、それから、また、減ってきているという、そんな状態なんですよ。したがって、どこをどう信用していいのか。というのは、北水研と道総研で全然、計算のベースが違うという、こういうことが大きな問題に今、なっているんですけれども、その回答すらはっきり出ていない。そういうような状況なんですよ。したがって、その辺も少なくとも道総研と北水研の食い違い、こういったものがまだ判明、何が何でこうなっているんだという、これらも判明しないので、これは北海道だけのことで、余り時間をとらせませんけれども、少なくともその辺ももう少し、これはTAC全体にかかわる計算基礎でございますので、ひとつ改善策のほうをよろしくお願いいたします。

○神谷部長 我々も一方的にやるつもりはありませんし、一方的にやってはいけないと思っております。TACを守っていただくのは、漁業者の理解があってこそそのことなので、丁寧な説明を続けていきたいと思っております。その過程で申しますと、国の研究機関である北水研と道の研究機関である道総研の違いというのは、つい最近、はっきり解決いたしまして、先般、行われた現地の説明会において、双方に違いはないということを発表させていただいております。そういった面も含めて、我々のほうも丁寧に説明してまいりたいと思っておりますが、あくまでも我々が目指しておるのは漁業者が一番メリットを得られるように、そのための手段として資源をふやしていきたいというふうに考えております。

○濱野委員 私はTAC反対のための今、意見を言っているんじゃないんです。資源管理は十分に我々も気を使っていますし、それは大事なことだと思っています。ただ、今、部長からそのような道総研と北水研の見解が一致した、計算も一致した、これは大のうそです、はっきり言います。これは水産庁からの押しつけです。これだけは少し誤解のないように、

これだけはきちっとっておきます。

以上です。

○田中会長 よろしいでしょうか。

○高瀬課長 今、神谷部長のほうがいきました、先日、開かれた道総研と北水研の会議で、私もスケトウの日本海北部系群の部に出席しましたが、水産庁や北水研のほうから道総研に意見を押しつけたような経緯はありません。それは確認していただいて結構です。会議に私も出席しましたが、北水研と道総研の間できちんと議論して、意見はまとまりましたし、今後來年度、資源評価をどうしていくかというふうなことも、前向きに話し合いが進められたというふうに理解しております。

○濱野委員 この問題だけに余り時間はとりたくないということを言いましたが、高瀬さん、あんた、違いますよ。あんた、漁業者との懇談会、説明会、これに出席したか、札幌での、していないでしょう。いいかげんなことを言うもんじゃないですよ。何を言っているんだ。いつの時点でそれが統一した見解になっているの。とんでもない話をしないでよ。

○高瀬課長 3月7日と8日に北水研と道総研の間でスケトウダラについての意見交換が行われて、そこでおおむね意見は一致したというふうに私は理解しております。

○濱野委員 聞いたんでしょう、聞いた話だけの話でしょう。同席していないでしょう、あんたは。

○高瀬課長 しました。

○濱野委員 どっちにいましたか。

○高瀬課長 8日です。

○濱野委員 8日は日本海じゃないでしょう、太平洋でしょう、それは。何を言っているの、私はこの会議に出席しているんですよ。

○志幸委員 議長、個別の話は。

○田中会長 そうですね。志幸委員、どうぞ。

○志幸委員 濱野さん、いろいろ課題がぎょうさんあると思いますから。

○濱野委員 引っ張るつもりはなかったんですけども、うそを言うものですから。気をつけてくださいよ。

○高瀬課長 うそは言っていない。

○志幸委員 私もその他に話があるものですから。会長、進めていただければ光栄なんですけれども。濱野さん、よろしくお願いします。進めてください、会長。

以上です。

○田中会長 ありがとうございます。

資源管理を行う上で資源管理に限らず、信頼関係がなければ組織は動きませんよね。その辺、水産庁も道のほうも多少は歩み寄る必要があるのではないかなというふうに思います。

本件はこれで終わりにしたいと思いますが、もし、ほかに今の資源管理の点についてご質問等がございましたら。

○志幸委員 会長、この会議は、皆さん、資源管理は今の濱野さんもそうだと思うんですけども、物すごくいいことだと思って漁業者は参加しているんですけども、今、このままでいけば本当にいろんな議論があれですから進めてくださいよ。よろしく。

○田中会長 ありがとうございます。意見として承りました。

山内委員。

○山内委員 一つ確認ですけれども、資源評価対象魚の中にマグロも当然、入っておりますね、神谷部長。私はマグロ漁業を営んでいるんですが、漁獲調査報告書に釣った魚を全て書き込んでいくんです。研究者のほうはそれを集計して、大体の資源量の推測をしているんだろうとは思いますが、実はイルカ類とか、鯨類の被害が近年、すごくひどいんです。保護されているということもあるかと思いますが、それで、繁殖期になると北緯20度線を挟んだあたりですさまじく繁殖するんです。ゴンドウイルカ、シャチと我々は呼んでおりますけれども、そういう鯨類の被害などの調査も加味していくべきじゃないかと、マグロ資源に関しては。ただ、とったものだけを集計して、資源量を考えるだけではなくて、そういうことも考えて調査すべきではないかなというふうに提案したいと思います。よろしくお願いします。

○田中会長 ご意見として承りました。

○神谷部長 マグロの資源は高度回遊性魚種なので、日本だけじゃなくてWCPFC全体で全ての国のデータをもとに資源評価がされていますし、そういったときに食害とか何とかというの、当然、加味されているんだと思います。資源評価の中で、そういったものも入っていた上での調査結果になっております。ただ、それが今、経営にどういうふうに影響を与えるか何とかというのは、また、別の観点でいろいろ我々も考えていかないといけないと思っています。

○山内委員 日本側も食害については報告されているんですか。

○神谷部長 日本というか、いろんな国の研究者がいろんなデータを出しますので、その中で例えばイルカとか何とかの食害の率も、資源量を計算する中で自然死亡係数という形の中で加味されて計算された結果だと思っています。

○山内委員 実際、我々はそういう食害の被害を報告したことはないんですけれども、既に科学者の中ではそういうことも想定して、考えられていらっしゃるということですか。

○太田審議官 おくれてすみません、審議官の太田でございます。

一つはサメ食いかという、いわゆるオブザーバーが船に乗っている場合には、そういうデータも記録してまして、漁業者の方にもそういうのをなるべく出してくれるようお願いしているとは思いますが、そういうデータが集まっている場合もあるし、集まっていない場合もあると思うんですけれども、一番頼りになるのはオブザーバーのデータで、サメ食いの被害の率はどのぐらいあるとか、そういうことはデータとしては集まっています。

○田中会長 よろしいでしょうか。

ほかに特になければ、次の議題に移りたいと思います。

それでは、次に議題2、日本海西部・九州南部マアジ・マサバ・マイワシの資源の管理についてということで、説明のほうを手短によろしくお願いいたします。

○事務局（松本） 九州漁業調整事務所の松本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。日本海西部・九州西海域マアジ（マサバ・マイワシ）広域資源管理方針に基づく平成29年度取り組み状況と、平成30年度の広域資源管理方針についてご説明させていただきます。それでは、着座して説明させていただきます。

右上に資料2となっている資料をごらんいただきたいと思います。本方針は、平成21年

度から3カ年実施した資源回復計画を受け継ぎまして、資源回復に向けた取り組み内容を後退させることなく継続し、取り組んで入るところでございます。この広域資源管理方針に基づく漁獲努力量削減措置の取り組み団体におかれましては、資料にありますとおり、山陰旋網漁業協同組合、日本遠洋旋網漁業協同組合、鹿児島県旋網漁業協同組合、島根県まき網漁業協議会、長崎県旋網漁業協同組合の5団体が参画しております。

この広域資源管理方針に基づく取り組み状況の漁獲努力量削減措置でございますが、小型魚漁獲回避のための漁場移動、それに関する情報の共有、1カ月に一定期間を休漁する管理措置を実施しております。それを資料2の右側にあります平成29年度の実施状況というところに記載しております。また、30年2月5日に福岡市にて、日本海西部・九州西海域マアジ（マサバ・マイワシ）広域資源管理検討会議を開催いたしまして、各団体の取り組み状況等について情報共有、そして、平成30年度における取り組みの実施に向けて本方針の更新を行い、引き続き小型魚への漁獲圧を低減する取り組みを推進していくこととしております。

短くなりましたが、説明は以上となります。

○田中会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご質問等がございましたら承りますが、これは例年どおりということ。

○事務局（松本） 昨年も行っていますけれども、今年度も行いまして今のままでいいという皆さんの意見の一致がございましたので、また、例年どおり進めさせていただきたいと考えているところでございます。

○田中会長 ありがとうございます。

ほかにご質問等はございますでしょうか。

ただいまヒートした議論があったところなんです、今後、漁獲量管理ということになれば、ここの場でまた何か検討する必要が出てくるかと思いますので、そうなったときに備えて、今後、何か準備をされたほうがよろしいのではないかというふうに思います。

よろしいですか。ありがとうございます。

ほかになければ、引き続きまして議題3、九州・山口北西海域トラフグに関する委員会指示についてでございます。それでは、ご担当より説明をお願い申し上げます。

○事務局（松本） それでは、引き続き松本のほうから説明させていただきます。座って説明させていただきます。

トラフグの広調委指示につきましては、例年、ご審議いただいているものでございます。この秋、11月に開催いたしました九州西部会においても概要をご報告させていただいたところです。内容は従来同様のものですが、本委員会で広調委指示の発出についてご審議いただきたいと考えております。

資料3、これは広調委指示につきます指示の概要となっております。

広調委指示につきましては本から成っております、一つ目の指示、第52号は承認制・届け出制に関するものでございます。

まず、(1)は承認制・届け出制の実施といたしまして、対象船舶は総トン数5トン以上のトラフグはえ縄漁船で、②の漁獲量の増加を制限するために、各県ごとに承認隻数の上限を定めておりまして、山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、広島県の6県全部で271隻となっております。③の届け出制の対象船舶につきましては、5トン未満のトラ

フグはえ縄漁船としております。

次の（２）の承認番号の表示につきましては、５トン以上の承認を受けたトラフグはえ縄漁船につきまして、船舶の船橋両側の見やすい場所に承認番号を表示するということにしております。

次の（３）の漁獲成績報告書の提出につきましては、平成30年９月から平成31年４月までの操業記録を提出していただくことになっております。その操業記録の取りまとめの期間といたしまして、１カ月間をとりまして、提出期限を平成31年４月30日までとしております。

次に、（４）の指示の有効期間につきましては、平成30年度漁期ということで、平成30年５月１日から平成31年５月31日までとしております。

続きまして、下のほうにあります指示第53号案につきましては、これは操業期間の制限に係るものでございます。まず、（１）の操業期間の制限につきましては、海域を五つに分けて海域ごと及び漁法ごとに休漁期間を設定することとしております。後ろのページに赤の矢印のついた休漁期間の表がございしますが、矢印が休漁期間となっております。空白部分が操業期間となっております。その次のページは、この休漁期間を地図に落としたものとなっております。Ａ海域からＥ海域の休漁期間を落としたものとなっております。その次のページは、逆に操業期間を地図に落としたものとなっております。このような形で進めることとしております。

また、最初のページに戻っていただきまして、２、指示53号（２）の小型魚の再放流につきましては、全海域で全長30センチ以下の小型魚の再放流に取り組んでいただくこととしております。

（３）の指示の有効期間につきましては、平成30年の漁期ということで、平成30年５月１日から平成31年４月30日までとしております。

この２枚めくっていただきまして、３枚目以降につきましては、今、ご説明させていただきました広域漁業調整委員会の指示の実際の本文となっております。３枚目が52号で、もうちょっとめくっていただきまして５枚目の裏側になりますけれども、53号ということになっております。また、その２ページ後ろになりますが、委員会指示のトラフグはえ縄漁業の承認届け出に関します申請書類などを規定している事務取扱要領となっております。

以上がトラフグに係ります広域漁業調整委員会指示についてのご説明でございます。

以上がトラフグに関します広調委指示の説明になりますが、基本的に前年とほぼ同様のものとなっております。トラフグ２件のご審議をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○田中会長　ありがとうございました。

ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見等がございましたら承りますが、角田委員、どうぞ。

○角田委員　角田ですけれども、私はフグのことについては全くの素人でわかりませんけれども、熊本県は１隻ということですからけれども、ほかはみんな何十隻とありまして、熊本県の１隻ということは量がなくなったから１隻なのか、その辺、若干でもいいですからご説明をお願いいたします。

○事務局（松本）　ありがとうございます。

熊本県の１隻というのは、従来からずっと１隻が操業を行っておりまして、承認・届け

出制になったときもこの１隻だけが承認に出てくるということになっておりまして、１隻ということになっております。

○角田委員 前から１隻なんですか。わかりました。私はまた、何かそこに特別な事情があったのかと、いいです、結構です。わかりました。

○田中会長 よろしいですか。熊本の事情をご存じであれば。

○福田委員 前から１隻でしたので。

○角田委員 そうですか。ありがとうございました。

○田中会長 これは委員会指示になりますので、関係する県の方々に何か特段、ご意見がございましたら。よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、これで本件は委員会指示ということで採用させていただくことにします。本委員会としては、日本海西部・九州西広域漁業調整委員会指示第52号及び第53号を本日付で発出することといたします。今後、当委員会指示の字句や技術的な修正がもしございましたら、会長一任とさせていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声)

○田中会長 ありがとうございます。

それでは、そろそろ３時になりますので、10分ほどここで休憩時間に入りたいと思います。この時計で３時10分まで。

午後２時５６分 休憩

午後３時０９分 再開

○田中会長 時間になりましたので始めたいと思います。

それでは、早速ですが、引き続きまして議題４、有明海ガザミに関する委員会指示についてに入ります。それでは、事務局よりご説明をお願いいたします。

○事務局（松本） それでは、引き続き九州漁業調整事務所、松本のほうからガザミにつきましても説明させていただきます。資料のほうは４となっております。着座して説明させていただきます。

このガザミの広調委指示につきましては、これも例年、ご審議いただいているものでございます。11月に開催いたしました九州西部会においても、概要をご報告させていただいたところです。内容は従来と同様のものですが、本委員会で広調委指示の発出についてご審議いただきたいと考えております。

委員会指示のご説明の前に、ガザミの広域資源管理方針につきましてですが、これも11月に開催いたしました九州西部会のほうでご報告させていただいたところですが、現行の方針の実施期間が平成29年度で終了いたしますことから、30年度以降の取り組みにつきまして関係者間で協議しました結果、残念ながらガザミ資源は低水準であるため、平成30年度以降も引き続き関係者が連携・協力する広域資源管理の取り組みが重要であるということで方針を見直しまして、継続して取り組んでいくこととなっております。

資料の２ページ目、今の裏側をごらんいただきたいと思います。こちらは、方針の見直し概要の新旧対照表となっております。左側が現行、右側が改正後となっております。主な改正点といたしましては２点ございまして、黄色いところがございますが、まずは３番目の目標のところでございますが、今までは資源の減少を抑制するとしておりましたが、資源の減少に歯どめをかけるということにいたしました。そして、次にもう一つの黄色いところ、③軟甲ガザミの再放流のところでございますが、資源保護のみならず、漁獲物の

価値向上を図るために軟甲ガザミは再放流に努めることを新規に追加いたしました。

以上が旧方針からの改正点となります。

その次のページ、方針の概要ペーパーでございまして、次のページ、4ページ目になりますけれども、こちらは広域資源管理のために講じる措置ということにしておりまして、先ほど説明いたしました軟甲ガザミの再放流を含め、①抱卵ガザミの保護、②小型ガザミの再放流、③軟甲ガザミの再放流、④採捕禁止期間の設定、そして、下にあります資源の積極的培養措置、漁場環境保全措置ということを行っております。

1ページ目に戻っていただきまして、広調委指示の本文となりますけれども、引き続き実効性を担保するために、昨年と同様の指示を行うこととしております。指示の内容につきましては、有明海において平成30年6月1日から15日までの15日間、たも網その他すくい網によるガザミ採捕を禁止することとしております。指示の有効期間につきましては、平成30年度ということで平成30年4月1日から平成31年3月31日までとしております。

なお、こういった広調委指示によるガザミ採捕禁止措置などに関しまして、5ページ以降となりますけれども、3種類のパンフレットを作成しております。これをマリーナや釣具店などに配布しておりまして、漁業者、また、遊漁者や広く一般の方に資源管理の広域的な取り組みにつままして周知、PRを実施することとしております。また、これも秋の九州西部会でも説明させていただきましたが、今年度からは新たな周知の取り組みといたしまして、採捕禁止期間についてプレスリリースを実施し、できるだけの周知に努めることといたしました。

以上がガザミに関します広調委指示の説明でございます。ガザミにつまましても基本的に前年とほぼ同様のものとなります。ご審議をどうぞよろしくお願いいたします。

説明は以上です。

○田中会長 ありがとうございます。

ただいまのご説明につきまして、ご質問等がありましたら承ります。どうぞ。

○福田委員 熊本の福田ですけれども、有明海全体のガザミの資源量を国として調べていただけないでしょうか。

○田中会長 これは水産庁漁場資源課ですか。

○事務局（久保寺） 漁場資源課のほうを担当しておりますけれども、ガザミのように地域性の強い資源、これは国が音頭をとっても、結局、水産試験場、地元の方に頼むというのが実情でございまして、評価の質に関しては今の枠組みで水産試験場の方の知見も持ち寄ってやっておりますので、余り国が音頭をとろうとするまいと、恐らく変わらないものだと思っております。ただ、国として何ができるかというのは引き続き検討させていただきますし、こうした会議の場で皆さんのご意見を聞いていろいろ検討してまいりたいと思います。

○田中会長 よろしいですか。

○福田委員 10ページに図1というのが上のほうにありますけれども、全体的に漁獲量が減少して推移しておりますね。この点、水産庁のほうからコメントか何かはございませんでしょうか。

○田中会長 これはどちらが。はい、事務局。

○事務局（松本） 残念ながら余りいい状況とはなっておりませんが、これに歯ごめをかけまして、できるだけ漁業者さんにとっていい状況になるように頑張っていきたい

と思っております。

○田中会長 よろしいでしょうか、福田委員。

ほかにこの委員会指示につきまして、関係県の方々からご意見等はございますでしょうか。それでは、これでよろしゅうございますか。ありがとうございます。

それでは、本委員会として日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第54号を本日付で発出することといたします。またなお、今後、委員会指示の字句や技術的な修正がございましたら、その点、軽微な修正の場合は会長一任とさせていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声)

○田中会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして議題5、太平洋クロマグロの資源管理についてに入ります。それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(竹越) 事務局です。資料5でございます。太平洋クロマグロの資源管理についてであります。

1枚おめくりいただきまして、Iの太平洋クロマグロ小型魚の沿岸漁業における操業自粛についてでございます。皆さん、ご案内のとおり、1番にクロマグロの管理の経緯ということで、平成27年からこの管理を進めてまいりました。具体的には1枚おめくりいただきまして、2ページの上の図でございます。

現在、この図の緑色の部分、これが沿岸漁業の管理期間ということで昨年7月から本年6月までということでございます。オレンジのところでは平成27年から管理を始めまして、青いところで平成28年、緑が今現在、平成29年でございます。なお、沖合のまき網や近海さお釣りに関しましては、半年ずれておりますので、実際はピンク色の第4管理期間に既に入り、TAC管理ということで厳格管理がスタートしておりますけれども、沿岸漁業のほうはまだ自主管理ということで、ことし6月までとなっております。

この緑の部分のご案内のとおり、大変漁獲量が積み上がっております。具体的には2ページの下の日本地図でございます。赤色とオレンジ色で見にくいんですけども、真ん中のあたりに30キロ未満小型魚が3,367.8トン、これが3月14日時点の漁獲量でございます。3,367.8トンです。これに対しまして漁獲上限は3,423.5トンでありますので、残すところ56トンということで、大変厳しい状況になっております。

私も、平成27年のオレンジ色のときからこの管理に携わっておりますけれども、今回、操業自粛要請を全ての沿岸漁業者の皆さんにということで、大変私も最初から携わって、本当にこんな申しわけないお願いを皆さんにしなくてはいけなくなりまして、申しわけない気持ちでいっぱいなんですけれども、何とかこの管理期間、第3管理期間は超過しないように一生懸命、取り組んでまいりたいと思っております。

進めていただきまして3ページの上のほうであります。特に犯人探しをするという意味ではありませんけれども、主要因になりましたのが4番で、北海道の定置漁業での大量漁獲であります。わずか5日間で350トン余りの大量の漁獲があったということでございますけれども、3ページの下の方で、それぞれ、管理期間別に累計にした漁獲量を出しております。緑色が第1管理期間、青色が第2管理期間、そして、赤が第3管理期間の今回でございます。点線が定置の超過がなかったときというので出しております。

ですので、各浜回りでも私は説明しておりますけれども、定置のいわゆる超過がなけれ

ば、順調とまでは申しませんでしたけれども、しっかりとほかの皆さんにも管理をいただいていたのではないかというふうに思います。ただ、残念ながら実際は実線のほうの状況ということで、ただ、実際、1月23日に操業自粛要請を出しましたけれども、その後、若干、タイムラグもございましたので、浜まで浸透するまで多少、時間はかかったかと思えますけれども、実際にふたをあけますと、2～3月というのはやや抑制傾向にあるというふうに考えております。ただ、この後、例年ですと5～6月にまた各地区でも漁期がございましたので、漁業は自然相手のものでありますので、ぜひ、皆様方のご理解、ご協力をいただきながら管理を進めてまいりたいと思っております。

1ページ進めていただきまして4ページでございます。マグロの子どもの生まれている状況であります。今までは非常に低加入ということで、子どもの生まれる量が少ないということでございましたけれども、加入量のモニタリング速報、これを見ますと、2014年が一番低かったんですけれども、その後、3年間、連続しまして赤い矢印のとおり、上向きの傾向でございます。そうしますと沿岸への来遊というのは、これから増加していく可能性があるのではないかというふうに我々は考えております。

4ページの下の方は、第3管理期間の見通しということで、先ほど申したとおり、真ん中の $A - B = C + D$ のところの合計でございますけれども、残りは55.6トンということでございますので、この量の中で何とか国際約束というのを守っていけないかというのを考えていきたいというふうに思っております。

他方で、5ページに進んでいただきまして、8番のWCPFCにおける漁獲制御ルールでございます。我々は一番ここを懸念しておるんですけれども、達成確率というのがあるんですけれども、ご案内のとおり、我々はこの達成確率が61.5%だったわけなんですけれども、小型魚を大型魚にまき網が振りかえ、この前のステークホルダー会合、4月のときにはこれが七十数%までいったように科学委員会からあったと記憶しておりますけれども、我々としましてはあと一歩で、ここの（ア）の75%を上回った場合、増枠が検討可能になるというふうなものを見込んで、一生懸命、これを目指して頑張っているわけなんですけれども、他方で、昨期、333.5トンの超過がございましたけれども、このような超過が2回連続、2年連続ということになりますと、60%を下回った場合、いわゆる自動的に管理が強化されると、こちらの場合もあり得るということで、全体の不利益にならないように、そして、我々としては一生懸命、増枠に向けて頑張りたいという意味で、1月23日はかなり強目のブレーキだったとは思いますが、操業自粛要請ということで皆様方をお願いしたところでございます。

5ページの下の方は、今管理期間の対応方向でございます。厳しい操業自粛要請ということがありますので、クロマグロ対策の活用ということで、具体的には1ページ進めていただいて6ページでございます。クロマグロ資源管理促進対策4億円ということで、特に定置網の放流作業ですとか、魚探などの機器導入、それから、技術開発、こういったものも推し進めていきたいと。それから、あわせまして左側ですけれども、収入安定対策ということで、今まで5中3で判定してきた部分ですけれども、平成29年度水準を維持するというので、ここから先は下がらないようにしていくということで、これから先、クロマグロの管理をする上で、収入面で下がるということがないように、しっかり措置をしながら管理のほうを何とか皆さんのご協力を得ながら進めていきたいと思っております。

7ページのほうはⅡであります。今後の第4管理期間に向けてということであります。

まずは、我々としましては今回のような事態が二度と繰り返されないように、万全の対策を打っていきたいと思っております。まずは2ポツ目で「このため」の部分ですけれども、沿岸漁業におきましては本年7月から資源管理法に基づくいわゆるTAC管理を、数量管理を進めていきたいと思っております。

また、私も1月30日の全国説明会の後、各浜のほうにお邪魔し、いろいろ、意見交換をさせていただきましたけれども、痛感いたしますのは漁獲枠を守るには管理の徹底が必要だということです。この点につきましては、漁業者の皆さんは一致するんですけれども、ただ、今回のようにあたかも獲り得になったり、あるいは正直者が馬鹿を見ると、こういったことがないように不公平感をなくしていくこと、そして、漁業者の皆さんの納得感を得ていくこと、理解をしていくことが大事だと思っております。

そういった意味で、我々は何とか何かできないかといろいろ、うちの管理課長を初め、室長を初め、みんなでいろいろな知恵を絞ったんですけれども、8ページ以降が対策でございます。まずはTAC管理の厳格化ということで、今まで都道府県ごとの留保というのはなかったんですけれども、都道府県ごとに留保を設定していただきたいと。その上で、漁獲があったときによりきめ細かに緊急報告をいただく。今回であれば5日間で350トンをとったわけですけれども、この初日とか、その時点で我々まで報告が行き届くように、あるいは土日や年末年始を含めまして、しっかり我々のほうに報告が届くように、きめ細かな報告体制というのをつくり上げていきたいと思えます。

あわせて、月別の細分化した漁獲計画ということで、盛漁期にとられると後半に漁期がある、例えば今時分、それから、この後、5～6月に漁期のあるところに毎年、しわ寄せがいつてしまう、そういうことがないようにしっかり月別に関所をたくさん設けて、それごとにしっかりとめて、よりきめ細かい管理をしていきたいというふうに思っております。

あわせて、8ページの下の方で2番のとり控えた分の上乗せ措置でありますけれども、これは第4管理期間に今回、我慢をいただいた第3期間で残枠を残していただいたところに国から上乗せをしたいと、何とか第4管理期間で一括差し引き等々、差し引き分から集めたものを我々がかけ集めまして、ご協力いただいたところには少しでもお返しをしていきたいと、かぎ括弧の中でできれば一括でと思っておりますけれども、なかなか、うまくいかないときがございます。そういう場合は複数年での分割というの、考えていきたいというふうに思っております。

1ページ進めていただいて9ページでございます。第3管理期間超過量、これまで一括ではなく当初枠の2割と、そのあとはいわゆるローンといいますか、複数年の分割返済にしていたわけですけれども、私もいろいろ浜回りをしていますと、少しならちょっと超過したほうが得じゃないとか、電卓をたたいて、これくらいだったらいいじゃないかと、ローンが出ても良いというようなお話もお伺いしましたので、そういった誤解がないようにという意味も含めまして、次回、第4管理期間では一括で差し引くという形にしたいと思えます。

そうはいっても一括で差し引いた結果、全量を上限なしに差し引きますので、0トンになってしまう県も出てこようかと思えます。そうした場合、0にしたから漁業が全てとまるかと、うまくいくかというのはいきませんので、管理をする中でクロマグロのために漁業者がやめてしまうというのは我々が望むことではありませんので、しっかり混獲管理と

いう部分も大事だろうと思っておりますので、その他の部分で第4管理期間が0トンとなる都道府県におかれましては、実際はマグロを狙った漁獲というのは中止していただくということになりますけれども、そうはいつてもやむを得ない混獲というのはあるかと思っておりますので、この混獲管理を厳格にするという意味でも、必要最小限の数トン、リーズナブルな量を配分して、しっかり厳重に管理していただくと。ですので、混獲だからとり放題という意味ではなく、しっかり管理していただくという意味で0にした上で、こういった対策を講じていきたいというふうに思っております。これが第4管理期間までの対応であります。

次からは話題が変わりまして、10ページ以降、Ⅲですけれども、大型魚の管理であります。これまで小型魚、いわゆる4,007トン、大型魚は4,882トンという管理を講じてまいりました。小型に関しましては2002年から2004年の水準の半減ということで、大変厳しい管理ということで推し進めておりましたけれども、あわせまして大型魚も本来、4,882トンでしっかりと第1管理期間から管理してまいりましたけれども、10ページの下の方の左側に累計のグラフがございます。水色が平成27年、いわゆる第1管理期間に当たるものです、それから、アズキ色といいますか、赤色が平成28年、グレーのネズミ色が平成29年、年々、管理期間を追うごとに累計の量というのはふえてきております。

当然、小型魚を半減してしっかり管理していく、それから、子どもの生まれる量も3年連続でふえているというふうにしますと、クロマグロの場合は3歳で20%、4歳で半々、5歳で100%という成熟ですので、そういった意味では資源管理が効を奏してくれば、必然的に大型魚もふえてまいります。そうした意味で、大型魚の管理というのも我々はぜひとも進めさせていただきたいというふうに考えております。

具体的には11ページ、上のほうの2-1、大型魚の配分についてということで、まずは大臣管理漁業、いわゆる沖合漁業に関しまして、昨年の平成29年12月の資源管理法に基づきます国の基本計画の中で配分をさせていただきました。配分の考え方は2-1に書いてあるとおりです。実際は2-2の数字のとおりとなっておりますけれども、繰り返しますが、大臣管理（沖合）漁業のほうは先んじて大型魚の管理をTACに基づいて進めております。あわせまして、知事管理（沿岸）漁業の部分に関しましても、ことし7月から管理のほうを進めさせていただきたいというふうに思っております。実際はWCPFCで決められた漁獲枠を遵守できるように、しっかり管理していきたいというふうに考えております。

また、最後のページになりますけれども、12ページのほうでありますけれども、こういった大型魚の管理を始めるに当たりまして、我々は今まで3管理期間分、暦年管理に戻しますと3年分のデータ、細かいデータが皆様方にご協力いただいて集まってきているんですけれども、それぞれ、左側で大型魚、右側で小型魚と、それから、上のほうが大中まき、下のほうが沿岸漁業という形の月別であります。

そうしますと、見てみますと実際、盛漁期というのは大型魚でありますと5～6月、これは沿岸であろうが、まき網であろうが、5、6、7のこの辺に一つきていて、小型魚もどこを見るかというのがありますけれども、4月が一番端境期になって、その後、ふえていくような傾向が小型魚も見えて取れるかと思えます。

そうしますと、今、管理期間は沿岸漁業の場合は7月始まりの6月終わりということで管理しておりますけれども、実際、データとすり合わせますと、これは全体の平均ですので、皆さんの各県の地区の盛漁期というのは若干ずれていくだろうとは思いますが、

全体を押し並べますと、どうも３～４月に端境期があつて、その後、盛漁期に突入するような、そういうような形でありますので、７～６月の管理期間というのが本当に今のクロマグロの管理に合っているのかどうか、こういったものもデータに合わせながらしっかり見て検討しながら、進めていきたいというふうに考えております。

以上、簡単でありますけれども、クロマグロの現在の管理状況についてご報告であります。以上であります。

○田中会長　ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見等がございましたら承りますが、どうぞ。

○山内委員　説明をありがとうございます。

竹越さんからご指摘がありましたけれども、ご指摘というか、意見がありましたけれども、今年度は７月からカウントするということですが、確かに沖縄は５月、６月が盛漁期になります。となると、早いうちに別の地域で大量にとられると、盛漁期が始まるというのにほかの地域で枠いっぱいになっちゃってしまつて、沖縄でとれる分がないんじゃないかという、そういう沖縄の漁業者は非常に不安に思っているんです。そういうこともありまして、ぜひ、もうちょっと先に例えば４月からというようなことで、カウント期間を繰り上げるということができないものかどうか、ご相談したいと思います。

それと、沖縄の漁業者は小型漁船です。特に沿岸の知事許可船については規模がかなり小さくて、本マグロ時期の水揚げに１年間の収入がかかっているという事情もあります。そういうことをもろもろ踏まえて、沖縄の漁業者は非常に不安に思っておりますので、カウントする時期の繰り上げを検討していただけないかどうかということを申し上げたいと思います。よろしくお願いします。

○田中会長　これは、期間については国際条約の委員会のほうとも関係すると思いますけれども。

○事務局（竹越）　こういったデータを見ながら、しっかり検討していきたいと思いますので、また、いろんなところの要望をお聞きしながら、しっかりやっていきたいと思います。

○山内委員　ありがとうございます。

せっぱ詰まってから調整するということになるのと、なかなか、できないんじゃないかと。このやり方は合理的じゃないと、逆に１月、２月、３月は余りとれないので、そこで枠を超えそうになった場合には調整できるんじゃないか、この３カ月、４カ月の間で、そのほうがより現実的な漁獲調整というのは、効果が出るんじゃないかなと思います。よろしくお願いします。

○田中会長　山内委員、よろしいですか。

では、福田委員。

○福田委員　熊本県の場合はですけれども、熊本県の沿岸でクロマグロの回遊スパンというのは５年より長いと聞いていますので、５年間の実績がゼロでも承認の継続を認めていただけないかと思います。今回の実績のみを考慮した措置では、除外されてしまうということになってしまいます。

以上です。

○田中会長　今のお話は多分、次の議題にかかわることだと思いますので、次にまたご発

言をお願いいたします。

眞野委員、どうぞ。

○眞野委員 今の熊本県の方と同じようなことになってしまうわけですがけれども、5年間の実績があるものばかりというようなことでなくて、世界的ないろんな制約があるかも知れませんが、水産庁あたりで何とかそこら辺をうまく調整するように、私からもお願いしたいと思います。そしてまた、私のところは日本海の兵庫県、鳥取県も京都府もですが、割り当てトン数は微々たるものなんですね。

だけれども、海岸線はどことも西から東にあるということになると、マグロというものは大体西から東に回遊していきますから、西のほうの方々にとってはうまく調整しておかなくては、その方たちがとってしまったら東のほうはとれないというような面がありますし、それで、その方々が5年間、実績がないのかといたら、そうではなくてとれないというのが実績だと思うんです。そういうふうなこともあるので、もう少し漁獲の割り当てというんですか、いろんなことも考えていただけないかなというふうに思いますので、よろしくをお願いいたします。

それから、平成27年度にこれらが始まりましたときに、遊漁船やプレジャーボートのことも、そのときには大分出ましたけれども、その報告、各県からのところだけれども、水産庁さんがまとめられたところにおいては、プレジャーボートや遊漁者は相当数、とっておるのでしょうか。そういうことのデータはわかりませんか。

○田中会長 前半の件につきましては、また、次の議題に関係しますので、遊漁につきましては担当のほうからお願いします。

○斎藤室長 沿岸・遊漁室長の斎藤です。

お配りした資料5の後ろのほう、29ページになります、29ページの上のほうに遊漁におけるクロマグロ採捕量調査結果というふうなことを載っております。これは平成26年に行いまして、この結果、30キロ未満は6.4トンと、これは遊漁船魚、これが要するに6.4トンをとっていたというふうな結果が出ております。ただ、プレジャーボートについては、このときはなかなか者を特定するのが難しくというふうなこと、アンケート調査もやっただけですが、また、回答率が非常に低かったというふうなことで、推計値といったものは得ておりません。

ただ、いろいろな有識者の方々に聞いたところ、遊漁船魚は6.4トンをとっているのだから、プレジャーボートについてはそれよりかなり低い値だろうと、ほとんど要するにとっていないだろうというふうな結論を得ているところでございます。これは平成26年に調査をしておりますけれども、平成29年、こちらについても各都道府県に調査を依頼いたしまして遊漁船業者、こちらの方に今、調査を行っておるところで、ことし5月には結果を取りまとめられるというふうなこととなっております。

以上です。

○田中会長 よろしいでしょうか。

○眞野委員 プレジャーボートのほうで実際に遊んでいる人たちに、こういう資源をとらせるといことは、私は大きな間違いだと思うんです。漁業者には5年間の実績で少なくともとらせておいて、プレジャーボートの人たちに何でとらせなならんのか、私は疑問に思いますので、そこら辺のほうも漁獲割り当てということではなくて、それを聞き取りしたからプレジャーボートはこれだけだろうということではなくて、私はプレジャーボートはゼ

口でもいいと思うんです。だから、そういうふうなことも検討してみていただきたい、その分がありましたら、余計に沿岸の漁業者に割り当ててやっていただきたい、そのように思いますので、よろしくお願いいたします。

○田中会長 では、どうぞ。

○斎藤室長 ありがとうございます。

当然、プレジャーボートも同じ資源を利用しているというふうなことでございますので、漁師さんの方が我慢しているのに、そこで、プレジャーボートが要するに釣り放題とか、あるいは遊漁者が要するにとり放題というふうなことになっては非常に困ると。なかなか、それはまさに我慢している人が馬鹿を見るというふうなことにならないように、遊漁関係者、プレジャーボートを含めて、こういった管理の取り組みといったものの徹底といったものを図っていきたいと思います。ご意見をどうもありがとうございました。

○田中会長 中島委員。

○中島委員 TACについては、水産政策審議会のマターになるのだと思うんですけれども、TAC管理についてもこの場で質問してもよろしいですかね。

○田中会長 はい。

○中島委員 その前に山口県の取り組みについて紹介させていただければと思います。おとし、第2管理期間の問題なんですけれども、山口県には約85トンの割り当てがありまして、ひき縄漁業69トン、定置網漁業14トンに県内で割り当てをいたしました。7月に管理期間が始まって、すぐに中型まき網漁業が18トンを巻きまして、県内で大変大きな問題になりました。我々も中まきが巻くとは想定していなかったんですけれども、すぐ漁業者全員を集めまして、クロマグロの資源管理について指導を徹底するとともに、本人には水揚げをこれは漁民感情があるから提供してはどうかと、それから、自主的な操業自粛も必要だろうね、という指導・提案を行ったところです。

その結果、本人のほうから全額、提供いたしますと、水揚げについては、また、操業自粛を20日間、行いますという回答を得ました。多分、組合長さん方だったらすぐわかっていただけたと思うんですけれども、中型まき網というのは20人ぐらい乗組員を抱えています。この中でとった水揚げを提供する、乗組員の給与が減る、また、20日間の操業自粛ということについては大変厳しい思いだったと思っております。

そういうことも経験しております。かつ、我々はそれをもってひき縄釣り漁業、一本釣り漁業者のほうに、その結果をもって一本釣りの枠を18トン減らしてくれというお話をしましたけれども、これはけんもほろろにばかを言うなど、以前からの網漁業と釣り漁業の確執もありまして相当苦労しました。全体の協議会を重ねるなり、現地協議会を重ねるなりして、たしか6回か、7回、協議をやったと思っております。そういう中で、洪々、一本釣りの皆さんの了解を得て第2管理期間を終了したということになっております。何とか枠内でおさまったと。それと、今、思うんですけれども、結果論として、そういうことでみんなで議論したことによって、資源管理の意識の醸成があったのかなと、そういうふうにも思っています。

このように、真面目とは言いませんけれども、愚直にこの問題に取り組んでいる県があるんだということは、十分、知っていただきたいと思いますし、これからTACをやっていくわけですから、水産庁、それから、きょう、関係都道府県の皆さんは出席だろうと思いますが、指導の徹底についてぜひともよろしくお願いいたします。

その上で、TAC管理について1点ほど意見を言わせていただきたいと思います。県計画のほうの今、素案といいますか、こういう考え方だということを都道府県のほうに示されておりますけれども、その中で漁獲可能量、これについて全国的に漁獲がオーバーしそうだというときには、当該知事管理量があったとしても、消化された場合はその時点における当該都道府県の採捕の重量をもって知事管理量とすることを記載するというふうに、今、水産庁さんのほうではお考えになっているみたいですが、一般的に考えて、これは違反操業を前提としているわけですね。要は、TAC法の中で管理していこうという中で、一部の都道府県でオーバーするということは、違反操業を前提としているわけです。

こういう規定をやること自体に対して、漁民感情が許すのかなという点が危惧されます。特に漁獲可能量というのは、一番県計画のコアの部分です。何トンをとってもいいですよ。それが海区委員会にも諮問されないで、決定していくということについては疑問もありますし、さらに言えば、最初にオーバーしたところ、これは漁獲量の停止命令が最初のスタートですから、行政罰も司法罰も、そうなれば、その時点でその都道府県が何もしなかった、または一気に積み上がったからできなかった、停止命令が、それで、その漁業者は何も罰はありませんよと。

ところが、後から本来、とれるべきだった枠をとろうとしたところ、命令が出てとれなかったと、しかも、とった場合に司法罰、罰金までくると。これは法の下での平等性、公平性をすごく欠く行為じゃないかなと、そういうふうに思いますので、その辺について、これは意見として言わせていただいております。

○田中会長 意見・要望ということでしたが、最初は要望で、今のは意見ですね。担当のほうで何かございますでしょうか。

○事務局（竹越） ありがとうございます。

山口県さんのほうの中まきの取り組みというのは、私もうわさといいますか、風の便りでよくお聞きしております。我々としても参考になるといいますか、行政がどこまで中島委員がおっしゃったような、その部分まで出ていくかという話がありますけれども、そこはおいても非常に参考になるというふうに考えています。

その上で後半の部分でありますけれども、私もずっとこれは悩みながらやっておりますけれども、第3管理期間のうち、主たる管理期間におきましても同じ規定を県計画に入れさせていただきました。第2管理期間では入っていなかったんですけれども、第3から入っております。おっしゃるとおり、その文章を読めば逆に考えると、というのはおっしゃるとおりの部分はありますが、ただ、我々は何もそういったことを期待していたり、予期しているというよりは、どうしてもWCPFCの国際約束に絡むもの、また、超過があるということは先ほどのルールではありませんけれども、日本の全漁民の不利益にもつながることというのがありますので、そういった意味では全国数量に達したとき、確かにほかのところからわっと今回であれば同じ例を余り出してはいけませんけれども、A県さんならA県さんがとったことがB県さんにこうむるという意味では、本当にどういったいいかというのはあるんですけれども、我々はそうならないようにしっかり今回も留保枠を設定したり、あるいは関所をたくさん設けるといって月別管理をしたり、もしくは今の協定制도에基づいて細かい細分化した割り振りをしたりして、何とかそういったことが起きないようにしっかり対応します。

その上でも、漁業というのが自然を相手にしておりますので、万一のことがあった場合

にはそういった規定も使わなければいけない。ただ、おっしゃっていたとおり、その法の関連の考え方というのは大事な部分でありますので、我々も今のご意見を踏まえながらしっかり検討はさせていただく。ただ、考え方は前者のとおりであります。

○田中会長 中島委員、どうぞ。

○中島委員 第3管理期間と第4管理期間で、法管理という形になってまいりますので、本当にこの法律の施行でいいのか、そのところは考えるべきだろうと思います。できれば、法とはまた別の枠外で指導とか、第3管理期間はそれでやってきたわけですから、そういう形も検討する必要があるんじゃないかなということは思いました。

○田中会長 よろしいですか。では、意見を承ったということで、ありがとうございます。ほかに。どうぞ、合瀬委員。

○合瀬委員 NHKの合瀬でございますけれども、私もいろいろ取材させていただいて、なかなか、現場のことがよくわからないので教えていただきたいんですが、今回、北海道の定置漁業での大量漁獲があったので、全体的な枠をオーバーしそうだという説明があったんですけれども、ただ、北海道の数量を見ても350トンですよね、その漁協がとったのは。共同管理の定置網ので見ると601トンになっていて、さらに別の都道府県の漁獲状況でも54トンに対して181トン、要するに北海道が突出して多いんですが、これは一部の漁協だけでなく、北海道全体として相当ふえているというふうに読むべきなのか、それとも何か特殊要因があったのか、それとも、そこがたくさんとったから競争になっちゃったとか、そういうふうなことがあったのか、単純に一漁協の問題だけじゃないような気がするんですが、そのあたりのところをもし状況を教えていただけるのだったら教えていただけますか。

○田中会長 では、事務局のほうからまず。

○事務局（竹越） 今、合瀬委員からありましたのは、3ページの北海道の定置漁業の5日間の部分で、350トンでほかはどうなっているのかとありますが、1ポツ目に第3管理期間開始早々の7月初旬に北海道の定置漁業でというくだりがございます。実は、1ポツ目も2ポツ目も同じ漁協さんなんですけれども、7月初旬にどんと、記憶によりますと100トンに達していたかと記憶しておりますけれども、同じ漁協さんでそういったものがありました。そして、2ポツ目でさらに356トンがあったということで、同じ漁協さんで言い方があれですけれども、2回、同じ過ちが繰り返されたところがある。

ただ、強いて言えば、7月はここの漁協さんの定置漁業というのは、昔からクロマグロが入るクロマグロの定置漁業であったと、そして、後半の9月から10月の5日間というのは通常であればサケ、今はサケがあれですけれども、ブリとか、こういったものが入ってマグロというのは混獲であるというのが通常の状態だったと。ただ、ふたをあけてみれば、この5日間でこれだけ入ったと。状況は違うんですけれども、同じ漁協さんという形になっております。

○合瀬委員 その場合に、第4管理期間の対応方法でいきますと、北海道はほぼゼロになるというふうに思うんですけれども、こういう場合に、要するにこういう広い地域で管理されているところで、一漁協がこんなにたくさんとった場合に、ほかの漁協との関係をどういうふうに見たらいいのか、そのあたりのところは北海道でいろいろやっつけらっしゃるのか、要するに限りなく0にしたときに、どういう状況が生まれてくるのかというのをどういうふうにシミュレーションしていらっしゃるのか、そのところがないとなかなか

ゼロにしても、結局はふえましたねということになりかねないので、そのあたりのところはどういうふうにシミュレーションしていらっしゃるのか、聞かせていただけますか。

○田中会長 これはどちら。では、事務局、お願いします。

○事務局（竹越） 我々が行政をする上で、行政官はいわゆる各都道府県庁さんといろんなやりとりをさせていただいておりますけれども、実際、おっしゃったとおり、ある漁協さんがとったときに、確かにここの漁協さんがこの枠、北海道の定置は57トンの枠なんですけれども、これの大宗、半分弱か強ぐらいがここの漁協さんなんですけれども、ほかの漁協さんがとらない間に、ここでほぼとったというのが実情であります。

そうした場合に我々は先ほど0トン、差し引きは上限なしにして来年、0にするといったときに、考え方はいろいろあるんですけれども、私が想像するに、まず、一つ目としてはここのある漁協さんがとった原因者がはっきりしているので、周りの漁協さんはしっかり管理していたとするならば、北海道庁としてはある漁協さん、原因の漁協さんにしっかりどういうふうにやるのかとなつて、ほかをどうするのか。そこがもしくは我々に対する混獲の管理だとおっしゃるのかもしれないし、そこはそうはいっても、これだけ大きくとったのだから、オール北海道でそこはそうはいってもやらなければいけないということであれば、オール北海道ということでどうするのか。

ですから、いずれにせよ、北海道の中でそれこそ不公平感がないようにという業者の納得感が得られるように、どういう管理があるのかというのをしっかり詰めていただいて、我々もそういったご要望とか、そういうのを聞きした上で、全体的にほかの都道府県さんがどのようにお考えなのか、不公平があつてはいけませんので、そういった意味で全体のルールといいますか、こういった場でもご議論いただきながらしっかりやっていくというのが、今は想像の域まで話してしまいましたけれども、そういうことではないかなというふうに考えております。

○田中会長 では、中課長。

○中課長 管理課長の中でございます。今、担当のほうから説明したとおりではあるんですが、若干、補足させていただければというふうに思います。基本的に現行のルールは、沿岸の部分については都道府県単位、定置については共同管理というふうな形態もございますが、基本的には都道府県単位で管理しております。

都道府県の域を超えて、要は一部の漁協が大幅に超過した部分を誰かがそれを負担するというふうなこと、要は何らかの形で周りの人に北海道内で負担を分散するのか、あるいは北海道を超えて全国の皆さんにそれを分担してもらうのかということにあると思うんですが、ただ、現状においては基本的には都道府県単位で分担するというルールのもとで、この制度を運用してまいりましたので、なかなか、これを変えて、そういう負担をほかの人に分担させることによって、北海道の周りの漁業者ということを何とかして救済し、我々もそういうのをいろいろ検討したいと思うんですけれども、ご理解が得られるかどうかというところは、そういうところもいろいろ問題があるというところは、補足させていただければというふうに思います。

○田中会長 濱野委員、どうぞ。

○濱野委員 不公平感、これは北海道の中でも起きています。わずか五十数トン、これを物の見事に一漁協でとってしまうというような状況、これについては私もマグロ定置漁業の本家本元です、かれこれ、私がこの漁業を経営してから40年になりますけれども、当時

から、今は360トンで問題になっていますけれども、大体、この360トン、400トンというのは私の魚場で揚がった一ヶ続の水揚げです。昭和52年当時から、これは一ヶ続で揚がった水揚げです。こういった漁場が北海道にマグロが付冠された定置漁場というのが数十ヶ続あります。そこで、恐らく同じぐらいの水揚げをしてきた経緯がございます。大体昭和52～53年のころで、金額にして4億、大体キロ1,000円平均です、大中込みで。私もそのぐらいの水揚げをしてきた経験者です。

そういった中で、この問題は多分、規制が加わるだろうと、しかも北海道はこれに依存する定置業者は非常に多いものですから、これらが定置協会の言ってみれば大型定置漁業、これらの協会の中で何とか魚をとらない方法、これらを模索していく必要があるだろうというようなことで、私は2年前からマグロの特性を生かした網の改良をしました。マグロというのは暗いところには絶対に入ってきません。そして、ブリあるいはサケは暗くても一向構いなしにして、穴に全部入っていくという、そういう習性を持っています。そういうことで、マグロの入らない網をつくろうということで、試行錯誤しながら2年かけてつくりました。

その結果、何百本、何千本が来ても、私みたいな無法者が入っていくみたいなものでほとんど入りません。せいぜい5本か10本。そういうようなところまで抑制しました。その結果、去年はせいぜいキロ数で220～230キロ、それは中型マグロが1本と30キロぎりぎり、それと30キロ超、それを合わせて220～230キロ、その程度のものの漁獲しかしませんでした。したがって、今の形で今の大型定置の漁法では絶対にこの数量は難しい数量だなというふうに私は認識しています。したがって、北海道にこれを取り締まれ、あるいは指導せいといっても、今のままではなかなか指導にも限界があるだろうなというふうに思います。

きょう、たまたま、北海道の資源管理の課長さんも来ていますけれども、ただ、これを振っても水産庁がやれというのだから難しいけれども、一生懸命、やりますという答えは多分、返ってこないと思います。したがって、収入安定対策の5中3の非常に進化した部分も私は認めますし、これに甘んじていかざるを得ないだろうと、経営の維持を図るためには、そう思っていますけれども、いずれにしても非常に無理難題を漁業者に押しつけていかなければいけないのかなというふうに思います。したがって、この辺、許容の範囲というのはどの辺までかわかりませんが、これまで手を尽くしたけれども、仕方ないよねという範囲の混獲というものは、これは今後も認めていく必要があるんじゃないのかなと。野放図にそれを認めるというのではございません。したがって、そういう部分が私は必要じゃないのかなと。

したがって、不公平の話になりますと、北海道そのものでも不公平を感じている。そういう状況でございますので、他府県の皆さんは非常に大きな憤りを持っているだろうと、私はそう思いますけれども、今、現状、ある組合の指導をどうしていくんだということでも、これは非常に難しいな、私はマグロの特性を見ましても、これは非常に難しい問題であろうと。入ったものをどうするんだ。水たもを使って何千も入ったものを、水たもを使ってどうやって網の外に出すんだ。そういうことを考えますと、いっそのこと、そういった改良することによってこうなるといふものをむしろ指導していくのが、このTACに向けては本筋じゃないのかなというふうに思いますけれども、これは参考になったらひとつ利用していただければと思います。

以上です。

○田中会長 ありがとうございます。

特にレスポンスは。はい、事務局。

○事務局（久保寺） 合瀬委員のご指摘、今、濱野組合長がかなりご発言いただきましたけれども、大型と小型の区別はともかくとして、定置網に入ったものを逃がすというのは相当難しいんですけれども、それ以上に入り方とか逃がし方、魚の種類も含めて非常に多様なところが水産庁の画一的な指導は向かないということで、ここが非常に難しいところであるんですけれども、逆に言うと、この３年間の経験、例えば濱野組合長のおっしゃったような各地のいろんな工夫を引き続き説明し、周知して、それぞれの実態に合った管理の仕方を進めていくと、ここに尽きるのではないかなと思います。

それから、不公平感もそのとおりで道内にもありますし、それから、全国的にもございますので、皆さんのご発言いただいたところについて、公平な管理をするということであるような提案をさせていただいておりますので、また、各県、あるいは各県でも細分化していただいておりますけれども、その枠を超えないということを前提にして、第４管理期間はきちんと管理を進めていきたいと思っておりますので、そういう意味で、不公平感のないようにするというので、今のご質問に対してお答えしたいと思っております。

○田中会長 では、中課長。

○中課長 もう１点、確かに混獲というのは全然話が別というか、放流なり、あるいは技術的な工夫とか、暗いところにクロマグロは来ないとかという、そういう習性を利用したりとか、非常に勇気づけられるような取り組みなんですけれども、そういうことをやっても、それでも数百トンというか、100トン、200トンという単位では入ってくると。

○濱野委員 入ってこない。

○中課長 入ってこないですか。そこまで完全に管理できるのだったらあれですけれども、たもですくってというふうなところもあったり、なかなか、そういう投資ができないというところもあるかもしれない。そういった中で混獲ということも、一生懸命、混獲回避というのをやった上で、どうしようもない混獲というのがどれくらいあるのかというのは、我々が管理する中できちんと想定した上でやっていかなければならないと思っております。さっき、不公平云々というふうな話で、誰が負担するんだという議論は一方である。そういうことは我々としてきちんと考慮した上で、方向性を示していかなければならないと思っておりますけれども、それとはまた別に、混獲についてどう考えるのかというのは、これまた、別の話として対応しなければならぬと。

今回、お示ししている資料の９ページのところの下のところにも、一括差し引きということを行うことによって、０トンになる都道府県が出てくるんだが、そういうものについてもやむを得ないと混獲についてどのように管理するのか、あなたのところは０です、だからといって、混獲は幾らでもありですよというのではなくて、むしろ、混獲枠というのをある程度、リーズナブルなところに設定させていただいて、その中で最大限の努力をしてコントロールして、何とかそこにおさめていただくというほうが、むしろ、我々全体としての目標の達成可能性というのは、高まるんじゃないかというふうには考えておりますので、その辺のところをどういうふうに計算するのかとか、皆さんのご意見も伺いながら、さらに議論を深めていきたいというふうに思っております。

○田中会長 よろしいですか。濱野委員、どうぞ。

○濱野委員 それと、収入安定対策の５中３の対応ですけれども、単にマグロを俯瞰され

た定置に限ってですか、それとも定置全体でしょうか。いろいろ、大型、中型あるいは小定置、底網というふうにあるものですから、全面的にそういう形にするのかどうか。

○事務局（久保寺） お答えします。資料の6ページ、今回のマグロ対策を掲載させていただいております。これで浜の皆さんが特にご関心があるのは、左側の積立プラスと言われている収入安定対策なんですけれども、今回、これをさらに下げどめという措置をいたしました。下げどめというのは保険の仕組みを使っているので、一度、支払いを受けると保険金の支払い基準が下がる、長年、やっている、もらいが少なくなるという仕組みがございましたけれども、この基準を下げないという措置でございます。

ここについては定置に限定されているものではございません。10トン以下ではありますけれども、釣りもちゃんと対象にしてございますので、積立プラスのさらにクロマグロの強度管理タイプといいまして、少し、5%でも減収するとすぐ発動するという発動基準を緩和した特別措置もございまして、ここにさらに下げ止めをするということでございますので、かなり実は全国的に加入していらっしゃる方は多いんですけれども、もし加入していらっしゃらない方があれば、ぜひ、加入していただいて、こういう事態に備えていただくということを今、お薦めしておりますので、ぜひ、皆様方のご地元へ帰られて、そのお話をしていただければと思います。

○田中会長 よろしいでしょうか。ありがとうございます。

恐らくまだこの点については、全国的には余りよく知られていないのではないかとということで、ぜひともここにいらっしゃる皆様を通じて、全国の漁業者の方々に知らせていただければなというふうに思います。

ほかにご質問等はございますでしょうか。

それでは、特段なければ次の議題に移ってよろしゅうございますか。ありがとうございます。

それでは、議題6、太平洋クロマグロに関する委員会指示についてに入ります。それでは、事務局よりご説明をお願いいたします。

○事務局（竹越） それでは、皆さん、お手元の資料6でございます。太平洋クロマグロに関する委員会指示についてということでございます。先ほど福田委員や眞野委員からもご意見を頂戴してしまいましたけれども、この件のことだったかと思います。

委員会指示につきましては、1番のこれまでの経緯のところがございますけれども、本委員会の指示ということで、①で平成24年から届け出制というのを導入いたしました。その当時は、届け出隻数1.3万隻ということでございましたけれども、②で平成25年以降は現行の承認制という形をとりまして、当時は2.4万隻だったと記憶しておりますけれども、現在は2.3万隻というような状況でございます。原則2年ということで更新しておりました、今回で3回目の更新となっております。現行の承認期間は今年6月30日までというふうになっておりますので、広域漁業調整委員会で、本委員会で次期委員会指示を発出いたしまして、更新手続を進めてまいりたいというふうに思っております。

指示の概要でございます。2番であります。（1）でございますけれども、これまでは承認制につきましては、申請があれば引き続きということでございましたけれども、今回で3回目の更新ということもございますので、承認条件というのを考えております。最初、①に過去5年間に1キロ以上の漁獲実績を有すること、具体的には平成25年から平成29年の間に1キロと考えております。それから、②で操業自粛要請の非協力者ではないことと、

この二つを付したいと思っております。

この考え方につきましては、私も浜回りをしている中で漁業者さんから聞いておりますと、新しくクロマグロの漁をあくまで県の枠の範囲内でやろうとするときに、この枠を譲り受けないと承認がもらえないというような中で、言い方は適当ではないかもしれませんが、今となっては、ほぼ余り沖のほうには出ないで、毎日、お家にいらっしゃるような方が権利として、ずっと持っていらっしゃるというような話をお伺いしております。

そうしますと、あくまでこの管理は枠の中まではとっていいと管理であります。禁漁ではありませんので、そうした意味でいきますと、更新を続けていく中で委員会指示が硬直化と申しましょうか、なかなか、柔軟性がない形になってきてしまうのではないかというのも懸念いたしまして、過去5年間ということで一つフレームをつくりまして、この枠組みの中でどんなふうに承認を運用していったらいいのかというのを考えていきたいと思っております。この5年間につきましては、平成25年、26年はまだ実際の今の半減の取り組みをしておりますので、その時期で届け出漁業であったと、それから、平成27、28、29年は今の半減の取り組みをしておりますので、そういった意味で、その前後の5年間というのをとっております。

ただ、ふたをあけますと、実際にはこの2.3万隻、もっと言いますと、2.3万の漁業者の皆さんがいらっしゃいますから、それぞれの皆さんのご事情、人生があるかと思っておりますので、一律にこういったフレームをつくったときに、そこに入る、入らないだけで判断してしまうと、なかなか、それはよろしくないと思っておりますので、ただし書きで一番身近にいる漁協さん、漁協の職員さんというわけにもいきませんので、申しわけありませんので、組合長さんに一筆いただけると、その上で、当該都道府県でことし7月からTACが始まりますので、数量管理の遵守に支障がない、例えば自分の県の枠が50トンあるなら、そこに500隻の承認があった場合に、万一、そのトン数に達した場合は操業自粛あるいはTAC法に基づく停止命令を出さなければいけなくなりますので、その兼ね合いでしっかりと管理ができる、交代でいくとか、いろんなことだと思っておりますけれども、そういったことができるということであれば、我々としてもそこは認めていきたいと思っております。

ですから、何も5年間で1キロ以上、漁獲実績がないから一律にだめだということではなく、それぞれのご事情をお伺いしながら、個別に協議をいただきながら、対応していきたいというような考え方であります。

また、我々は今、2.3万隻の承認に当たりまして、今回のこれで要らなくなったといえますか、我々のほうにお預けいただきたいのと、ですから、その減らした分は全部なくしてしまうのではなくて、国のほうにしっかり我々のほうでお預かりいたしまして、きたる増枠になったときに、また、どういうふうに制度を運用していくのかと前向きにも考えられるように、そういった意味で、こういった実績というのをやっていきたいと。ですから、前向きな改善というふうに考えておりますので、一律ということではありませんので、ここは誤解のなきようにご説明したいと思っております。

それから、あわせまして、今回の操業自粛要請に明らかにあの人は協力していないんじゃないかという人まで承認がいつてしまいますと、それこそ、不公平になりますので、この部分に関しましては各漁協さんからいろんな情報をいただいて、特段、そこに問題の個者ごとにやったかどうか判断するというのではなく、全体を総括的に、ここだったら大丈夫だろうという一筆をいただければ、我々としてもここは承認していきたいというふう

に考えております。あわせまして、漁獲実績報告や承認期間はこれまでと同様、2年という形で進めていきたいと思っております。

具体的には3ページ以降で、今までの現行の委員会指示が下のほう、それから、今回の新しい案が指示案ということでございます。特にごらんいただきたいのは5ページのところのイとロの赤色の線の部分、ここが承認の条件という形になっております。内容は今、ご説明したとおりでございます。

それから、進めていただきまして11ページに指示の有効期間、それから、その他に必要な事項というのは、運用面で大事なことにつきましては委員会会長に定めていただくというようなことを考えております。

これを文章であらわしますと、13ページ以降が委員会指示の本文という形になっております。今、概要をご説明したような内容を本文に盛り込みまして、17ページ以降は様式を定めているということであります。

あわせまして、すみません、進めていただいて同じ資料の29ページをごらんください。これは万一、承認の違反者が出た場合の対応と処分方針案になっております。29ページあります。おとし、長崎等々で無承認操業などございました。その後につくったものであります。当委員会でも議決いただきまして、こういった対応で進めております。本来ですと、1回1回、委員会を開きまして精査していくというのも大事なんですけども、なかなか、ここまでの人数でフレキシブルに集まるというのは難しいですので、1番で今までどおり、(1)(2)で我々事務局のほうに、疑義情報があつた場合の調査はご一任いただきまして、そして、会長にご報告するような形で、万一、疑義情報があつた場合の当該漁業者には指導していきたいと。

そして、指導にもなかなか従っていただけない場合は、2番の対応・処分基準ということで、委員会としていわゆる裏づけ命令と呼ばれる大臣からの命令を出して、法的な対応ということで、まずはしっかり指導して、とどまっていただくということで、今までもこの指導の段階でとどまっていただいておりますので、我々としては2番以降に進むというよりは、1番でしっかりと丁寧に対応していきたいための対応・処分方針ということでございます。

あわせまして、31ページのほうが事務取扱要領でございます。今までは考え方ということで、担当者のやり方ということでやってございましたけれども、今回から皆さんにかかわることということで、委員会のこの承認制の事務取り扱いを言葉にして、今までは同じような運用をしていたわけですが、しっかり言葉としてルールに整理したものというような内容になっております。承継承認ですとか、申請書類をどこに出すか、その際の細かい書類はどういうふうな形になるのかというのを細かく事務的に定めたものでございます。委員会にお諮りいたしまして、この後、技術的な修正に関しましては会長決裁ということで、取り進めさせていただきたいと思っております。

以上、委員会指示に関しましてよろしくご議論いただければと思います。

○田中会長　ありがとうございました。

ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見等がございますれば、どうぞ。

○高平委員　長崎県の高平です。今の説明であれば、以前からこの5年間に1キロ以上の実績を有しなくても、今の状況であれば、また、承認は受けられるというふうに聞こえたんですが、それでいいんですかね。

○事務局（竹越） それぞれ、ご事情があると思いますので、今までは申請いただければと、そこは審査がなかったんですけれども、今回は組合長さん方のご協力をいただいて、それから、県のほうにもご協力いただいて、こういった状況か、合理的な理由があるか、どうなっているのかというのは見せていただきます。その上でという形になっております。

○高平委員 わかりました。長崎県は特異な地形で組合数も多くて、いろんな漁業種が多くてイカ釣りで生活できなければ、また、一本釣り、一本釣りでだめなら、また、ほかの、5年間、実績がなかったら、結局、今までの状況であれば承認できませんよということでしたよね、今までは。5年間、水揚げがなかったら。

○事務局（竹越） 今まではその5年のチェックもなかったです。

○高平委員 今度からですか。それでもなくても、非協力者でない者であれば、また、組合長の判断で承認できるということですよ。

○事務局（竹越） あと、あわせて県からもご意見をいただいてという形になります。

○高平委員 わかりました。

○田中会長 よろしいですか。大事なことで。中島委員、どうぞ。

○中島委員 関連するんですけれども、特に認める者で、病気療養、長期研修等の合理的な理由というのが上がっているの、すごく皆さん、戦々恐々としていると思うんですよ。このところはこういうふうなところまで、といっても、また、今は難しいのかなと。

それと、一つ言っておきたいのは、当然、厳しく取り扱って承認を出さなかったら無承認ということになります。今回、TACをやることによって出口規制を強化する、その中で入り口も強化すると。山口県の場合もかなり乖離しているので、余り大きなことは言えませんが、入り口を厳しくし過ぎて無承認操業が出るというのが一番大きな問題になるかと思うんですよ。きょう、多分、プレスの皆さんも来られていると思いますけれども、無承認操業という言葉、これが新聞等に出た場合、社会的、また、国際的にも与えるインパクトというのはすごく大きいと思うんですよ。だから、そのこのところの幅といいますか、それは十分に持っていて、運用すべきだろうと思いますので、ぜひともよろしくお願いいたします。

○田中会長 運用に関する注文ということで、ほかに。中東委員、どうぞ。

○中東委員 島根県の中東でございます。関連しますけれども、これまでの5年間において操業実績のない者に対しては、原則として承認は行わないような動きだということでございますけれども、そもそも、クロマグロの資源管理は基本的にみんなで漁獲の自粛をしていこうということであったと思います。そういった意味では、最も資源管理に協力してきた漁業者に対して、あなたは実績がないから承認しませんよというのは、いささか気の毒な内容じゃないかなという気がしております。

こうした沿岸の漁業者としては、曳き縄釣りが中心になるとは思いますけれども、特に定置網漁業に対して非常に気を使っているということで、マグロをとりたいのはやまやまなんだけれども、自分らは我慢して協力してやろうじゃないかといった動きもありますので、そういったことも配慮していただければというふうに考えております。それと、少し方針を決めるのが余りにも短期間で、関係者に十分周知されないこともありますし、意欲のある特に新規漁業者に対しては、少し対応も前広に考えてあげてほしいなというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

○田中会長 今のも運用についての注文ということで何か。

○事務局（竹越） 全体としましては、まずは周知期間が短かったという点は、すみません、我々がご説明の部分というのはあるかと思しますので、この後、実際にどういうふうにやっていくかという協議では丁寧にさせていただきたいと思えます。ただ、画一的に5年間でぱっちり切るというよりは、今、お話のとおり、平成27年からは半減の措置をしているわけありますので、この3年間でご協力いただいて、なおかつ、前2年は特段、こういったものはなかったんですけれども、そのときに来遊がたまたまなかったとか、こういったものもしっかり我々のほうに説明いただければ、そこで確実にだめですということではないので、あとは県さんの自分の県の枠を守る観点から、隻数との兼ね合いというのがあります。

冒頭に申しましたとおり、どちらかというと、権利化のように何か承認を持っておくと数年後にいいことがあるんじゃないかなと思って、ずっとお持ちの方がいらっしゃるなら、それはご辞退いただけないなというのが本来の趣旨であります。ただ、そうしていかないと、これから細分化したときに、こういった承認がある、なしで枠をどうしようと考えた場合に、そういった方がいらっしゃると、なかなか、また、管理がいかなくなりますので、そういった意味で、我々はしっかり今回、押さえていただいた部分はお預かりいたしまして、中東委員が後半でおっしゃったような、そういった新しいことというのも検討ができる。ただ、それは増枠のルールの中でということかとは思いますが、そういった前向きなことも考えられるかなというふうに思っております。

○田中会長 中島委員、どうぞ。

○中島委員 関連いたしまして、今、時間がなかったという話がありました。私は正直なところ、今回の取り扱いについては都道府県に照会があったという話は聞いていたんですけれども、これは委員会指示本文ですよ。本文に出てくるとは思っていなかったんですよ。この委員会指示をきょう、我々は採決するわけですよ。であれば、もっと早目に我々のところにこの資料が届いておってもよかったのかなというふうに思います。極めて先ほどの問題となる点は、処理基準なり何なり、また、別のところでつくるのかなと思っていましたのであれなんですけれども、非常に手を挙げにくいんですよ、この件に関して正直なところは。今後、こういうものであれば、資料を早目にご提供いただければと思います。

○田中会長 本件も注文というか、改善要望ということで、当然、早目にやっていただいたほうがよかったかというふうに思いますが、山内委員、どうぞ。

○山内委員 一つ質問ですけれども、20トン未満の大臣許可船も、沖縄県の船の場合は県知事許可も一緒に持って操業しているわけなんですけれども、沿岸クロマグロ漁をする場合は承認を受けないといけないということでしょうか。

○事務局（竹越） いいえ、各知事許可あるいは海区承認をとっている場合は、この委員会指示からは除外しておりますので、11ページのところに沖縄県であれば、マグロはえ縄漁業（知事許可漁業）、ここは除かれております。11ページに除く漁業を一覧で書いております。ちなみに、北海道さんと青森さんと沖縄県さんという形になっております。

○田中会長 ありがとうございます。

ほかに。志幸委員、どうぞ。

○志幸委員 議題の5番目、6番目を併用して私は質問というより、今、決まっておることをお聞かせ願いたいなと思えます。私の質問じゃなくして答えていただきたいと、皆さ

んの意見も聞いて。私は正直に言って、今、定置の落とし網もつくろうかなと思って計画しているんです。そして、このマグロの問題を何年もこうしてやっている。これは、一番、一つはいつごろまでこういう規制は続くのかどうなのか、日本ではわからんと思いますけれども、わかるとすれば10年も続くか、15年か、それによってかかって私のつくるあんばいもあるんですよ。網の目の大きさも違うし、そして、それと同時にもう一つ、きょう、NHKの方も来ておられるね。きょう、NHKのテレビ番組を見てきましたか。マグロの問題。

○合瀬委員 見てまいりました。

○志幸委員 見てまいりましたか。すごいことをNHKはやっている。実際に、今のあなたの質問を聞いておって私は思ったんですけれども、全部、情報を仕入れているんじゃないかなと思って、どこで仕入れていて、3,000トンのあの問題も全部、ぴったり合っております。そういうことで、定置網の改造の網がどこまで、今、できているのか。そういうものを私はお聞かせ願いたいなと思います。2点。

○田中会長 前半、割り当ての資源管理の話は国際関係のわかる方で。

○太田審議官 審議官の太田でございます。国際委員会の決定事項ですけれども、まず、資料の13ページ、参考資料の1枚目のところなんですけれども、上のほうにグラフが載っています。今、我々が目指しているところは緑の点線で、親の資源を歴史的中間値と呼ばれる4万1,000トンに、2024年までにふやしましょうということでございます。それを達成した後、2034年までに、上の紫色の点線までふやしていこうということになっていきますので、国際的な認識としては太平洋クロマグロ資源は、非常に底に近い状況で、これを早く回復させなければいけないと。

ついでに申し上げますけれども、よく漁業者の皆さんが最近、資源はふえているんじゃないかというような話をされるんですけれども、資源評価上は親の資源を見ておりまして、下のグラフが子どもがどれだけ毎年、発生したかというような話なんですけれども、その右上の太平洋クロマグロ加入量モニタリング速報というので、冒頭でも説明しましたがけれども、2014年を底にして子どもの生き残りが毎年、非常によくなってきていると。これがまさに皆さんが今、沿岸の漁場でたくさんクロマグロを見られて、突発的にたくさん定置に入ったりしている原因だというふうに理解しています。

ただ、残念ながら資源評価上は、子どもが幾ら多くても資源としてはカウントされませんので、ここをもう2～3年、我慢してとり控えていただければ、こういうふうにたくさん生まれてきた子どもが親になって、資源評価上も資源が大幅にふえるというふうになりますので、そうすると、さっき言いました目標も早目に達成できて、当然のことながら、そうすると規制も緩くなるという、漠然とした答えで申しわけございませんけれども、こういうことです。

それとは別の話として、資料の、さっき説明したと思うんですけれども、5ページの上のほうで、数字が出てきていて難しいんですけれども、ここで何を書いているかというと、従来、考えていたよりも資源の回復がよかった場合は、よかった程度に応じて漁獲をふやせる可能性がありますよということなんです。ただ、これは可能性であって自動的にふえるわけではないです。逆に、資源が予想よりも悪くなった場合は、自動的に漁獲量を減らしなさいみたいな話になるんですけれども、そこは不公平と思われるかもしれませんが、全体の資源が非常に歴史的に低い状況なので、下向きは非常に厳しいけれども、上

向きは必ずしもふえるわけではないですよという、そういうルールを去年決めています。

それで、新しい資源評価の結果が多分、5月ぐらいに出ると思うんですけども、その結果、回復目標の達成確率が75%を上回っていた場合は、増枠を検討可能となりますので、9月に開催されるWCPFCの北委員会で、そういう話を議論することになるというふうに思っております。

私のほうからは以上です。

○志幸委員 わかりましたよ。私はそういうグラフを見ても、あれを見てもあれです。単にいう、大体10年もかかるかと。私は現場なんですよ、課長。だから、今は網が老朽化しておるものですから計画しなければならん。それを今、網の改造はどういうふうにしてかかって改造が行われているかも、今現在、きょう、NHKのテレビでもまだ偶然に100%じゃないよね、今は。だから、そういうものを私は水産庁のほうの結果をお聞きしたかった。5年なら5年、10年なら10年。斎藤さん、どうぞ。

○斎藤室長 網の改良についてご質問があったところですけども、先ほどの資料5の28ページ目のところに、若干、資料を載せさせていただいております。現在、上のほうの図ですけども、ブリとクロマグロの泳ぐ遊泳層とか、泳ぎ方とか、そういったところが違うというふうなところから、これで何とか分離ができないかというふうなことを、ブリは上をいって、マグロは下へいくというふうなことなので、その辺を要するに活用しながら分離できないか、あるいはサケではどうかというふうな予算をつけまして、事業を実施しているところでございます。書いてあるとおり、こういった要するに遊泳層の違いをもちまして、そういった網の開発ができるのではないかというふうなところが示されているところでございます。

また、これ以外には当然、今、起きている問題ですので、例えばある県ではマグロが入網していたら、底網の部分にサンドバッグ状のおもりをつけて下げることによってマグロを逃がしていく、あるいはきょうのNHKのテレビでもユビキタス魚探というふうな形で、魚群探知機と連動した形で陸のほうにモニターを置いて、こういう反応が出たら、経験則からこれはマグロであるとか、これはブリであるとか、そういったものを判明する技術といったものを導入しているところもあります。

こういったいろいろな事例については、都道府県の担当者会議の場ですとか、あるいは日本定置協会さんのこういった場で、こういった技術があるんだという紹介などもしておりますので、ぜひ、県なり、あるいは石川県の県定置に例えば問い合わせなど、あるいは水産庁の私のところにも問い合わせいただければ、こういったもっと具体的な技術開発の中身といったものをご連絡させていただきたいと思います。

○濱野委員 いいですか、関連して。

○志幸委員 待ってください。私はすぐ終わりますから、あなたの実験の経験のことを言ってください。私は、ただ、水産庁が結局、今の現状と、それから、NHKとの関連とか、そういうものだけでNHKの方も委員として出られると、これから関連性があるんだなと思って私は考えてやっています。

ただし、今、これで石川県はきちっと守っていくべきあれだなということで、石川県、富山県も一人あれですけども、水産庁の言うとおりにきちっと守ってやっているんですよ。そして、早くに規制を解除してほしいということが私のお願いというより、あなた方から聞いたかった、10年かかるか、15年、それから、そういう問題で経営の問題も全部、

響いているんですよ。今、積み立てプラスが上乘せになったというから、いいことだなと思っておるんですけども、頑張って早くに改良網をつくっていただければ、こうやなと思っています。なら、今、このままの格好で網を発注しなければならんなと思いました。

以上です。

○田中会長 ご意見を賜ったということで、では、濱野委員、どうぞ。

○濱野委員 今のこれはテレサンダーを使った映像ですね。私は今、テレサンダーを4台、二つの網に使っていますけれども、これは少なくとも入網の最初の時期なんです。せいぜい、これは30分ないですよ、マグロの浮遊しているのは。そのほかは全部、下を走るものです、マグロというのは。これは全く逆でしょう。こんなことで開始するなんていう、こういうことを考えるというのはいかなものかな。

確かに入網したすぐは上を走るんです。だから、私はNHKさんの映像を見まして、これは本当にお役所的なことをやっているなと思って見たんですけども、全く逆になるんですよ。入網した時点は上を走る。網になれてきたら、だんだん、下に下がっていく。そして、最後には今度、網の中は窮屈なものですから、それで、下の地べたをはうように走るような、そういう魚影の映り方をするんです。この辺、こういうような説明で多分、経験のない、使ったことのない人はなるほどなという思いをするでしょうけれども、私らに言わせたら全く逆の説です、これは。これだけははっきり言っておきますので、もう少し研究してください。

○志幸委員 今、濱野さんが言われましたけれども、きょう、私はNHKのテレビを見て、すごいなと思って、NHKを褒めるわけじゃない、NHKも余り信用していない、だけれども、いつもNHKばかり見ています、何でもBSも。だけれども、きょう、潜水夫も使った、濱野さん、見ましたか、NHKの、びっくりしましたよ。そして、網の改良の問題をきちっとやって、偶然に何でこれを放映しているんだろうと思って、朝、見てきたんです。皆さん、見ておる人もおられると思うんですけども、すごいことをやっているなと思って、早くにあの改造網をつくってほしいということが私の願いなんです。それで、私は手を挙げたんです、会長。

以上です。

○田中会長 ありがとうございます。

ちゃんと研究してくださいという要望ということで。では斎藤室長。

○斎藤室長 濱野委員からいただいた意見ですが、地域の事情が異なるため、日本全国どこでも使える網というのは、我々もできないんだと思っています。いろいろ、地域によって、これは使える、これは使えないという意見をいただいています、こ例えば志幸委員の石川県の方が我々の技術開発の現場を見に行って、これはうちの県ではできないみたいな話もされていたというのは聞いております。こういった成果については、大学ですとか、シンポジウムで公開して、そこで濱野委員のようないろんな意見をいただきながら、地域に合わせた形で活用できるように、今後、取り組んでいきたいと思っています。きょうは貴重なご意見をありがとうございました。

○田中会長 それでは、本題のほうの委員会指示のほうに移りたいと思うんですけども、今、漁業者のほうからいろいろ意見が出されております。特に運用について柔軟かつ円滑な運用、前広の運用をしてくださいということのお願いと、それから、説明が遅かったので、これから一生懸命、水産庁のほうとして説明に取り組んでいただくということを議事

録に残すということを条件に、お認めいただければありがたいというふうに思うんですけども、議事録に残っていないと証拠として残らないので、ちゃんと約束していただけますよね。

○志幸委員 委員会についてでしょう、これはあんだ、賛成ですわ。賛成しなければ、資源を減らさないということも必要だと思うし、強化ということも必要だと思う。水産庁の言うことも最もだと思います。

○田中会長 という意見も出されておりますが、ほかによろしいでしょうか。

（「異議なし」の声）

○田中会長 ありがとうございます。

それでは、本委員会として日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第55号を本日付で発出することといたします。なお、今後、当委員会指示の字句、軽微な修正、技術的な修正は会長一任とさせていただきますが、よろしゅうございますでしょうか。

（「はい」の声）

○田中会長 ありがとうございます。

それでは、次の6－2、追加の説明をお願いします。

○事務局（竹越） すみません、手短に説明いたします。6－2であります。

前回の委員会で、ほかの県で無承認等々の事例がございましたので、その後、全国調査ということで沿岸クロマグロ漁業の承認制の徹底についてというので、資料6－2で11月16日付で資源管理部長から各都道府県の主務部長にいたしましたところ、結果がまとまりましたのでご報告いたします。

結果といたしましては一番最後の表であります。7ページ、8ページであります。7ページと8ページが確認結果となっております。全部で三つ事例がございました。結論から申しますと当委員会、日本海・九州西広域漁業調整委員会の管轄内の都道府県では該当事例はありませんでした。

ただ、太平洋広域漁業調整委員会あるいは瀬戸内海広域漁業調整委員会の管轄する県でございましたので、また、後日、開かれる委員会で詳しく事務局からご報告という形になりますけれども、概略だけ申しますと、7ページで福島県さんで承認船に乗船されていた乗り子さんといいますか、漁業者さんが本来であれば承認船でありますので、承認船のほうで水揚げをしなければいけないんですけども、自分の名義で出されてしまったということで、これはルールに基づきますと残念ながら違反になりますので、268キロの水揚げがございました。

それから、東京都さんなんですけれども、これは島嶼部の島のほうの漁師さんなんですけれども、元来、沿岸マグロはえ縄漁業という、いわゆる特定大臣許可漁業の届出漁業というのがあるんですけども、これだけでマグロの操業はできたんですけども、ご案内のとおり、平成25年以降は当委員会で委員会承認をしておりますので、この漁業者さんは昔の記憶で、届出のほうに漁獲成績報告をしていたんですが、承認の我々の委員会のほうにはしていなかったということで、これはお気の毒な事例なんですけれども、ルールとしましてはうちの委員会のほうにご報告いただかなければいけませんので、その分の報告が漏れていたというものであります。

あわせまして、8ページのほうで徳島県の瀬戸内海のほうで、サワラの漁船の漁師さんが承認船を知らずに、承認を得ないで操業したというので、1.5トンという、この三つの

事例がございましたので、ご報告いたします。

以上です。

○田中会長 ありがとうございます。

時間も押しておりますので、特にご質問等があればお受けいたしますが、よろしいですか。ありがとうございました。

それでは、本件議題はここで終了いたしまして、次、議題7に移りたいと思います。平成30年度資源管理関係予算について、事務局よりご説明をお願いいたします。

○事務局（竹越） お手元の資料7でございます。平成30年度の予算の概要ということで、平成30年度予算に計上しているものでございます。資源調査の充実により資源管理の高度化ということで、46億600万円ということでございます。クロマグロに関しましては裏面のほうの5番のところで、EEZ内資源・漁獲管理体制強化事業ということで、クロマグロに関しまして調査等々を組んでおります。そのほか、各種資源管理予算を組みまして、しっかり対応してまいりたいと思います。

以上でございます。

○田中会長 ありがとうございました。

ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見等があれば承ります。ありがとうございます。

ほかになれば、これでこの議題は終了ということで、ほかに意見がある委員さんがいらっしゃるれば。志幸委員、どうぞ。

○志幸委員 毎回のことなんですけれども、石川県のほうは今、盛漁期になってきました。6月から、ちょうどNHKの方もおられますし、テレビ放映、それと新聞紙上でも全部、北朝鮮の問題、それから、今年はどういうふうにしてやって、水産庁のほうではどういうふうな結果を残してくださっている、計画しておられるのか、聞いておきたいし、また、うちの委員会の方々、また、そういう問題がこのごろ、すごくエスカレートしてきまして、委員の方々も、よくおまえ、この問題、資源管理型と関連するので、資源管理型をよく推進しなければ北朝鮮も何をやってくるかわからんから、どういうふうな計画をしているか、よく聞いてこいということで私は頭をたたかれてきたものですから、報告願いたいなと思っております。

以上です。

○田中会長 これにつきましては予算の中に入っているかどうか。

○中課長 管理課長でございます。この件につきましては、昨年においても水産庁のみならずというか、海保と水産庁が連携して当たってきているわけでございます。6月ぐらいから、また、漁期がスタートするということで、今も当然、数は少ないんですけれども、大和堆周辺で取り締まりの船を常時配備して対応しているわけですが、イカ釣りの漁期が始まるタイミングに向けて、これはいろいろ海保ともきちっと話し合った上で、示していかなければならないと思っておりますけれども、基本的には漁師の皆さんともきちっとコミュニケーションをとって、どういうタイミングでどこで漁をされるのかということも、我々としてもなるべく前広に情報を把握した上で、最も効率的に、何せ相手は来年はどうなるかわからないですけれども、たくさん来たときには、我々の勢力で最も効果的に連中を排除していかなければならないというところがございますので、それをどういうふうにしていくのかということとをみっちり海保とも話し合っ、その上で漁業者の

皆さんともしっかりコミュニケーションをとりながら、最も効果的な方法で対応していきたいというふうに思っております。

○志幸委員 昨年も最終的には漁業者の方々が現場の方は連携をとり、あんたがたのほうへ連絡もとりながらやったり、それ以上にまた今、水産庁の中課長さんがそう言われておったということも鮮明に言って、それをきちっと守るようにひとつまた県のほうよりも指導、石川県漁協のほうからも現場のほうに指導をお願い、だから、本当に昨年と同様、自然も枯渇しています、正直に言ってイカ資源も現在、だから、私もイカ資源を今、あれしているんです。ことしはそのためにイカの値段もいつもの値段から見れば倍しているですわ、今現在。すごい値段をするなと思っておるんですし、本当に一番の問題は後継者不足になります。

それと同時に自然の枯渇、資源が本当になくなって、あのまま、無防備にやらせるとすると、そういうことも懸念されるもので、NHKの方もこういうことをもう少しNHKでやってくだされば、国民の皆さんも本当にそうかという漁業に対して物すごく目を向けてくださると。きょうのテレビはすごくよかったなと思って、本当に勉強になりました。ありがとうございました。

本当にそういうことで、以上、石川県のほうの報告を終わります。また、よろしくお願いいたします。以上です。

○田中会長 資源ナショナリズムじゃないですけども、これはいい記事になるんじゃないかというふうに思います。国民の関心事ですよ、日本の資源ですから。

合瀬委員、何かございますか。

○合瀬委員 本日のテレビの番組のことではないんですが、私も漁業のことをいろいろ取材させていただいて、どうも漁業者と水産庁の資源のあり方に対する考え方が随分違うという感じがいつもしているんですよ。今回、30年度予算の概要の中で、いろいろ、資源管理について高度化するというふうなことを書いてあるんですが、一方で、資源のことをもっと漁業者に理解してもらうというふうなところにもうちょっと力を入れないと、水産庁と漁業者の間に相当溝があるということを毎回、私は感じています。そのあたりのところについても、資源状況を科学的に調査するとともに、それをいかに理解してもらうかということに力を入れていただきたいというふうに思います。

以上です。

○田中会長 ご意見ということで、私も全く同感で、政策審議会のほうでもそういう努力をすべきというところと言っているところがございます。

はい、山内委員。

○山内委員 お願いなんですけれども、きょうは発言したほうがいいと、発言したら議事録に残って、今後、そのことを取り上げていただけるということで、勇気を持ってきょうは何回も手を挙げておるんですけれども、そういう中で、沖縄が非常に不安を抱えているのは、先ほども述べましたけれども、緊急警報の出し方をリアルタイムに出していかないと、せっかく釣って船に保管しているクロマグロが、いざ、水揚げのときに水揚げできないと、捨ててこいと、漁業者にそういうことを言わないような連絡体制ですか、通報体制とでもいいましょうか、そういうことの徹底を速やかにやれるように、何せ、沖縄は最盛期にこういう調整が必要になる場面があるんじゃないかということで、非常に危機感を持っているんです。願わくは、先ほどお願いしたように4月から始めていただければ、最盛

期が始まると同時に資源の漁獲のカウントが4月から始まれば、安心して操業ができるんですが、末尾になってくると、なかなか、安心できないということ、そういう事情がありますので、よろしくお願いいたします。

○田中会長 ご意見ということで賜りました。

○波積委員 私は水産物のブランド化とか、流通消費を研究しているので、資源管理の問題は非常に勉強させていただきました。関心を持っているのが一つ、漁法と資源管理の関係で、そういったテーマというのは、例えば釣りや網ものというのは資源に対する圧がかなり違うと思うんですけども、そういった漁法との関連というのはテーマの中に盛り込まれているのでしょうか。すみません、勉強不足で。

○田中会長 資源関係のご質問ですが、誰が答えますか。漁業種類別の漁獲の圧力というのは理論的に計算できますが。

○廣野課長 ここにいらっしゃる中でも、沿岸の小さい船も含めた組合の代表者の方、それから、国が許可しているようなある程度、大きな網漁業の方、それから、沿岸でも大きい、小さいがそれぞれあると思います。今、大事なのは先ほど言いましたが、ベストな調査に基づく証拠に基づいて、これだけの資源管理をちゃんとやりましょうというのをこういう場を通じて皆で共有して、それぞれがそれぞれのいろんな商売ごとの背景、例えばこういう話ばかりで申しわけない、定置網みたいに簡単に魚種を選んだり、商売をやらないということが難しい漁業と、例えば釣りに行くだとか、網を入れる漁業はやろうと思えば、行かなければ1匹もとれないということが可能であると。

また、そういう魚法上の特性とか、いろんな背景が違いますので、それぞれがやれることをやれるようにやって、資源をしっかりと守っていかうというのがこの会議のまさにテーマですし、おっしゃるとおり、いろいろ背景が違いますので、そういう中でそれぞれがいろいろ取り組んできているというのが我が国の漁業の実情だと思いますし、資源管理の実態だというふうに思っています。

○田中会長 よろしいでしょうか。ありがとうございます。

時間も5時になろうかとしているところなんですけれども、ほかに特段、何か述べたいということはございますでしょうか。

なければ、本日の議題としてはこれで意見も出尽くしたようなので、引き続き次回委員会の開催予定等について事務局よりご説明をお願いいたします。

○事務局（竹越） 事務局です。次回の委員会は、次は秋ということで本年11月を予定しております。委員の皆様の日程を伺いながら、詳細を詰めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○田中会長 次回の委員会は例年どおり、11月ごろと予定されているということなので、委員の皆様方におかれましてはよろしくお願いいたします。

それでは、委員各位、ご臨席の皆様におかれましては、議事進行にご協力いただき、また、貴重なご意見をありがとうございました。事務局におかれましては、本日、いただいた意見を踏まえて、今後の委員会運営に活用していただきたいと思います。

なお、議事録署名人に指名させていただきました道府県互選委員の兵庫の眞野委員並びに大臣推薦委員の宮本委員のお二方には、後日、事務局から本日の議事録が送付されますので、ご対応のほうをよろしくお願いいたします。

これもちまして、第31回日本海・九州西広域漁業調整委員会を閉会させていただきます。

す。どうもありがとうございました。

午後 1 7 時 0 1 分 閉会